

## 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

この「ひょうご障害者福祉計画」は、本県の障害者福祉施策を計画的に推進するための基本指針として位置付けられるものです。計画の対象期間である平成 27～32 年度の人口推移や地域情勢等を踏まえ、福祉・医療・雇用・消費・地域安全など、障害のある人を取り巻く幅広い分野について、あるべき施策や望ましい社会像を描き、その実現に向けて進んでいくための指針に相当します。

### 1 これまでの経緯

戦後に創設された社会福祉制度（障害者福祉を含む）は、地方公共団体が給付を決定する措置制度として運用されてきました。平成 12 年に社会福祉基盤構造改革が行われ、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念が掲げられ、平成 15 年度に措置制度から利用契約を行う支援費制度へと移行しました。平成 18 年度には障害者自立支援法が施行され、障害特性に配慮しつつ、3 障害（身体障害、知的障害、精神障害）共通の枠組みにより、市町が中心となって障害福祉サービスを一体的に供給し、就労支援の強化や地域移行の推進などをめざした施策が展開されるようになりました。

しかし、利用者負担の導入により、低所得者を中心に過度な負担感が生じたり、報酬の日額化に伴い、事業者の収入が減少したりといった問題が生じたことから、激変緩和を目的に、累次の対策が講じられ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化支援などが行われました。

平成 21 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部」（本部長：内閣総理大臣）が設置され、「障がい者制度改革推進会議」のもとで、障害者制度の抜本的改革に向けた検討が開始されました。平成 24 年に、障害者自立支援法にかわる新たな法制度として、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出され、衆議院での修正等を経て、同年 6 月に成立しました。

これにより、障害者の範囲に従来の 3 障害に難病等が加えられたほか、障

害程度区分から、障害特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分への改定、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが行われました。

また、この改正に前後して、虐待防止を立法化した障害者虐待防止法、地域社会での共生や社会的障壁の除去等を規定した改正障害者基本法のほか、障害者優先調達推進法、改正障害者雇用促進法、改正精神保健福祉法、障害者差別解消法などの重要な法律が相次いで成立しました。これらは、平成19年の障害者権利条約の署名以降、同条約の締結に向けて進められてきた国内法の整備です。

こうした障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、より障害者のニーズに合った施策を着実に推進していくため、従来の「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」を一体的に統合することにより、今後6年間の取組の方向性を示す指針として、新たな「ひょうご障害者福祉計画」を策定することとなりました。

本県では、障害者福祉に関する施策を計画的に推進するため、国際連合が指定した「国際障害者年」の翌年である昭和57年、障害のある人のための施策についての実施計画として、本計画の前身に該当する「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。

その後、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プランー兵庫県障害者福祉長期計画ー」（平成7年）、「兵庫県障害者福祉プラン」（平成13年）、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」（平成17年）、「ひょうご障害者福祉プランーみんなが元気なひょうごをめざしてー」（平成22年）として、順次改定を行ってきました。

本計画においては、福祉はもちろんのこと、医療や雇用、教育、消費、地域安全、防災など障害のある人を取り巻く諸環境について取り組みます。

[参考文献]

内閣府「平成25年版障害者白書」pp.41-47（佐伯印刷、2013）  
 障害者福祉研究会「逐条解説障害者総合支援法」pp.3-21（中央法規、2013）

【図表1-1 前回プラン（計画）期間中の主な制度改正】

年 月	主な制度改正の内容
平成22年12月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）・児童福祉法の改正 ①利用者負担の見直し（原則応能負担） ②障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象となることを明確化） ③相談支援の充実（相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し） ④障害児支援の強化（身近な地域での支援充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等） ⑤地域における自立した生活のための支援の充実 等
平成23年6月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） ①養護者による障害者虐待の防止 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止 ③使用者による障害者虐待の防止 等
平成23年7月	障害者基本法の改正 ①障害者の定義の見直し ②地域社会における共生の実現 ③差別の禁止 ④国際的協調の推進 ⑤国民の理解促進と責務 等
平成24年6月	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） ①公契約における障害者の就業を促進するための措置 ②障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供 等
平成24年6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） ①障害者の範囲の見直し（障害者の範囲に難病等を追加） ②障害支援区分の創設 ③障害者に対する支援拡充（重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等） ④サービス基盤の計画的整備 等

年 月	主な制度改正の内容
平成 25 年 6 月	<b>障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正</b> ①障害者に対する差別の禁止 ②事業主による合理的配慮の提供義務 ③苦情処理・紛争解決 ④精神障害者の雇用義務化（精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加）等
平成 25 年 6 月	<b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正</b> ①地域生活への移行促進 ②医療保護入院の見直し 等
平成 25 年 6 月	<b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</b> ①差別的取扱や合理的配慮の不提供の禁止 ②差別解消の推進に関する基本方針や指針策定 等

【図表 1-2 ひょうご障害者福祉プランと兵庫県障害福祉計画の関係】

	ひょうご障害者福祉プラン (現行：22～26年度)	兵庫県障害福祉計画 (現行：24～26年度)
根拠	<b>障害者基本法第11条第2項</b> 都道府県は国の障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。	<b>障害者総合支援法第89条第1項</b> 都道府県は、(略)各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
位置付け・内容	法律上定めるべき事項は明記されていないが、 ○同法第10条に基づき、施策は、障害者の性別、年齢、障害の状況及び生活の実態に応じ、かつ、有機的連携の下に総合的に策定、実施する必要がある。 ○施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項に基づき国が策定する障害者基本計画を基本とする。 ○障害者基本計画では、教育、文化、年金、職業、雇川、消費者保護、医療、介護、療育、相談、住宅確保、バリアフリー、防災、防犯等について定められている。	<b>【法定事項】</b> ○障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 ○障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量 ○障害者支援施設の必要入所定員総数 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <b>【定めるよう努めるべき事項】</b> ○障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策 ○障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス、相談支援従事者の確保又は資質向上のための措置 ○障害者支援施設サービスの質の向上のための措置 等
期間	法律上規定なし	同法第87条に基づき厚生労働大臣が定める「基本指針」で3年と規定

ひょうご障害者福祉計画は一体的に策定

27～32年度（障害福祉計画は27～29年度（第4期）、30～32年度（第5期）に区分）

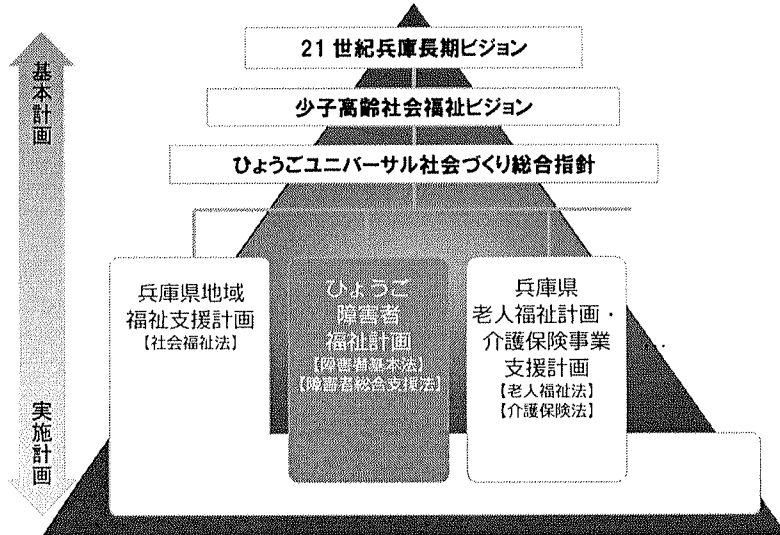
## 2 ひょうご障害者福祉計画の位置付け

この「ひょうご障害者福祉計画」は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者基本計画」及び障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」として一体的に策定するものです。

本計画では、兵庫県の障害者福祉施策の推進のための基本的方針や目標などを明らかにした上で、障害の有無や年齢・性別等に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体、行政等が取り組むべき総合指針を提示します。

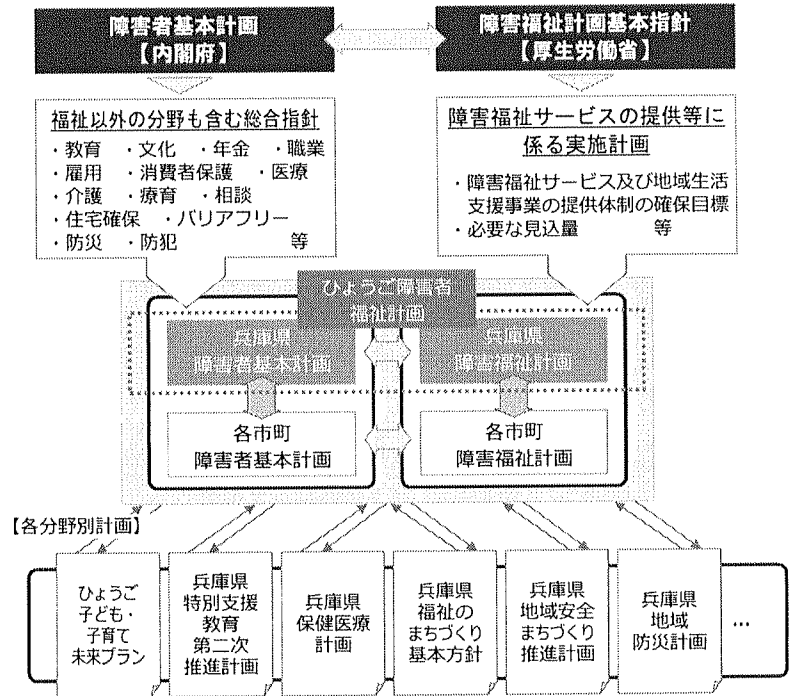
なお、兵庫県では、本計画の上位計画に相当し、急速な少子高齢化や人口減少社会の到来を踏まえて策定した「21世紀兵庫長期ビジョン」、「少子高齢社会福祉ビジョン」、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」があります。また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の横断的な指針であり、少子高齢社会福祉ビジョン等に掲げる地域社会の将来像を具体化した「兵庫県地域福祉支援計画」を平成26年に策定しており、本計画はこれらの理念等を踏まえた実施計画となっています。

【図表1-3 兵庫県における福祉分野の計画体系】



なお、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」は各市町においても策定することとなっています。これらの都道府県の計画と市町の計画が相互に関連・連携しつつ、分野別に定められた各種計画等との整合性をとりながら、兵庫県の障害者福祉施策を計画的に推進していくことになります。その概念を示すと、以下のとおりとなります。

【図表1-4 市町基本計画等との関係】



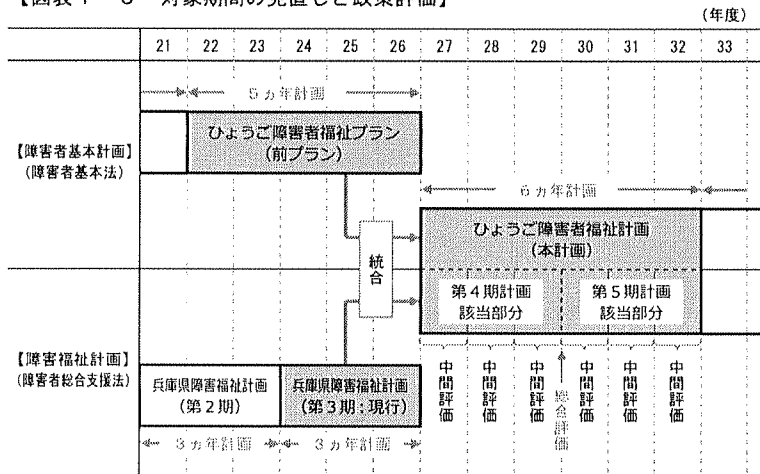
### 3 計画の対象期間と政策評価

これまで、都道府県障害者基本計画に該当する「ひょうご障害者福祉プラン」は対象期間を5ヵ年、都道府県障害福祉計画に該当する「兵庫県障害福祉計画」は障害者総合支援法の規定に基づき、対象期間を3ヵ年としていました。

しかし、この対象期間の差異に基づく策定期期のずれから、兵庫県の障害者福祉行政を推進するための両輪となる「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」の考え方などに、若干の相違が生じる可能性がありました。そのため、今回、プラン（計画）の対象期間を5ヵ年から6ヵ年に改める（平成27年度～32年度）ことで、プラン（計画）の中長期的な性格をより明確にするとともに、法定で3ヵ年と期間が規定されている障害福祉計画を、「ひょうご障害者福祉計画」の折り返し時点（平成29年度）における総合的な中間評価と位置付け、政策評価を実施していくこととしました。

進捗状況等については兵庫県障害福祉審議会にて報告・議論を行い、必要に応じて障害福祉計画該当部分を見直すことにより、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルに実効性を持たせ、障害者福祉施策を実施していきます。

【図表1-5 対象期間の見直しと政策評価】



### 4 推進体制（国・県・市町等の役割）

「ひょうご障害者福祉計画」の推進にあたり、国や県、市町が適切な役割分担を行い、障害のある人や関係団体、支援者等さまざまな機関等が互いに協力するネットワーク（連携）体制を構築する必要があります。

特に、平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」以降の地方分権改革の流れの中で、住民自治・団体自治に基づき、必要な行政サービスは、住民に身近な地方公共団体（特に市町）が企画・実施をすることとされました。

障害者福祉行政においても、障害のある人にとって最も身近な存在である市町が実施主体となり、地域の特性や事情を生かしたサービスの展開を行っています。国や兵庫県は、広域的調整や技術的助言、市町で処理することが困難な事案への対応などを行います。

【図表1-6 第3期兵庫県地域福祉支援計画に定める役割分担】

主体	役割の内容
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に統一して定めることが望ましい基本方針の決定、法令整備、制度設計等</li> <li>全国的規模・視点で行うべき施策・事業の実施</li> <li>県・市町への財政的支援、助言等</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県計画等による全県の方針等の決定</li> <li>市町だけでは対応困難又は非効率な広域的、専門的な福祉ニーズへの対応</li> <li>先進的な取組の企画・実施による市町への普及</li> <li>専門的人材の育成</li> <li>市町への財政的支援、助言等</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町計画等の策定に基づく事業実施</li> <li>地域の生活課題（ニーズ）の把握及び事業実施による対応</li> <li>公的な福祉サービスの提供体制の整備</li> <li>住民への情報提供・相談支援体制の整備</li> <li>住民等による福祉活動の促進等</li> </ul>
民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等の提供</li> <li>インフォーマル（非公式）なサービスの提供</li> <li>地域での支え合い等</li> </ul>

具体的な推進体制のあり方については、「自助・共助・公助」という枠組を設定します。

ここで言う自助とは、「障害のある人が自己決定を行い、その目標に向かって歩いていくこと」を言います。障害のある人が、基本的人権を享有する個人として、必要に応じて支援を受けながら意思決定（意思決定支援を含む）を行い、目標の実現に向かって歩むというものです。自己決定には自己責任が伴うことも十分に念頭に置きつつ、各個人の人生の主役として、障害のある人の「自助」を推進していきます。

共助とは、障害者支援団体やボランティア組織、NPO 法人等、インフォーマル（非公式）なサービスを実施する“新しい公共”の担い手を育成し、きめ細かなサービスを補完的に実施していくことを言います。これにより、障害のある人を地域で支える「共助」を推進していきます。

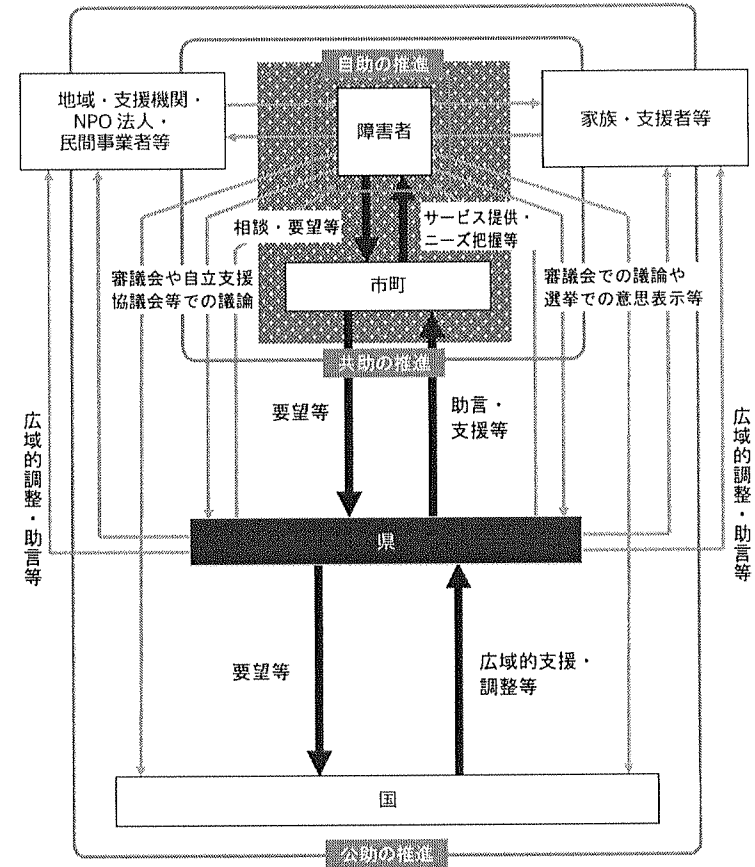
公助とは、地方分権の理念を尊重し、障害のある人に最も身近な存在である市町が、障害のある人と真摯に向き合い、ともに生きる社会をつくるとともに、県は広域行政主体として、サービスの質的向上に向けた市町に対する技術的指導や広域的事業・調整を実施することを言います。これにより、住民自治に基づく「公助」を推進していきます。

自助には、共助と公助が寄り添います。障害のある人や行政、支援機関などがそれぞれの役割をしっかりと認識し、協働のネットワーク（連携）を構築することにより、安定かつ柔軟な障害福祉サービスの実現が可能になると考えられます。なお、こうした協働のネットワーク（連携）を推進していくには、市民活動の活性化が重要であり、公助の強化とともに、NPO 法人の活動をはじめとする、いわゆるソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の培養を通じて、より活力のある社会をつくっていくことが重要です。

[参考文献]

ロバート・D・パットナム「哲学する民主主義」pp.131-138 (NTT 出版、2001)  
伊藤光利ほか「政治過程論」pp.100-101 (有斐閣、2009)

【図表 1-7 自助・共助・公助の推進イメージ】



## 2 兵庫県の障害者福祉がめざす姿

「ひょうご障害者福祉計画」を推進するにあたり、どのような長期的ビジョンを持ち、そこに向かって現状の課題にどのように対処していくかについての道程を作り上げることが重要です。ここでは、2040年度（平成52年度）の“未来予想図”から、本計画対象期間である2020年度（平成32年度）の姿を描き出すとともに、これまでの取組を振り返ります。

### 1 障害者福祉の将来像と基本理念・視点

#### 1 私たちが描く“未来予想図”

##### 【今から25年後の理想－2040年度（平成52年度）の兵庫県－】

障害が1つの個性として浸透し、街中などを行き交う中で、人々がごく自然に接し合う風景

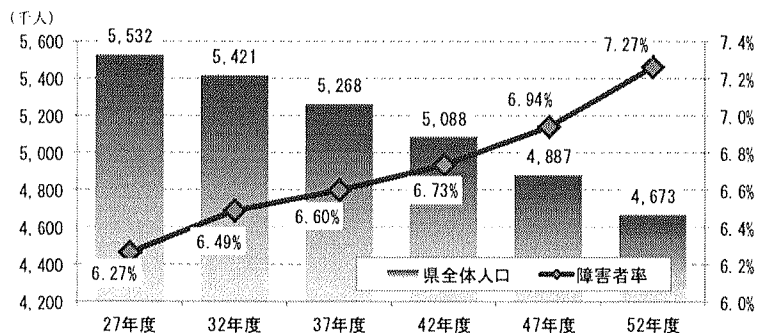
本県がめざす障害者福祉の2040年度（平成52年度）の姿は、障害の有無によって分け隔てされることなく、あらゆる人々が、お互いを当然の存在として認識し合う風景が、ごく当たり前となっている姿です。

このための前提条件が、重度の障害等を有する人も、本人の意思決定が尊重され、必要とする支援を受けながら、自分で選択した判断を、誰もが経験するように、一進一退を繰り返しながら、「自助・共助・公助」の推進枠組の中で目標に向かっていくことです。

この“未来予想図”を実現するため、現在何ができるのか、そして「ひょうご障害者福祉計画」の終期である2020年度（平成32年度）にどのような到達点を想定するのが、重要になります。

なお、医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等により、今後に障害のある人の高齢化が進展することが予想されます。また、少子化に伴う生産年齢人口の減少も考慮する必要があります。

【図表 1-8 将来障害者人口の推計】



※現在の障害発生率が一定であることを前提に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基に推計

## 2 障害のある人にとっての2020年度(平成32年度)

### 【2020年度(平成32年度)の目標】

障害のある人もない人も、皆が支えあい、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていただけること

私たちがめざす理想の社会は、“未来予想図”で描いたとおり、障害が1つの個性として認識され、障害のある人もそうでない人も、ごく自然に、街中や学校、職場などを行き交う世界です。

もともと、こうした考えは理想に偏りがちではないかという意見があるかもしれませんが、現状をよく見た場合、雇用の場を例に採ると、障害者法定雇用率制度をはじめとする障害者雇用促進施策の効果もあり、これまで働くことは難しいだろうと考えられていた重度障害のある人の雇用が随分と増えました。先進的な企業では、障害者雇用から一歩進め、“ダイバーシティ経営(多様な人材が能力を最大限発揮できる機会を提供することでイノベーションや価値の創出に繋げる経営)”の理念を掲げ、障害のある人も多様な人材の1つと捉え、欠かすことができない労働者としての障害者雇用を実践しています。

このように、当初は困難だと考えられていた理想も、一歩ずつ、実現に向けての歩みを進めています。障害が1つの個性として浸透し、街中などを

行き交う中でごく自然に接し合う風景、すなわち“未来予想図”を、2020年度(平成32年度)に実現させるのは難しいかもしれませんが、“未来予想図”に向けての確かな軌跡が残ることが、本計画での大きな目標になります。

障害者権利条約に基づく障害者福祉の基本概念である「障害のある人の意思決定及び意思決定支援」をしっかりと進め、障害のある人の固有の尊厳を尊重していくことで、2020年度(平成32年度)に「障害のある人もない人も、皆が支えあい、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていただけること」の実現をめざします。

この「ひょうご障害者福祉計画」は、“未来予想図”に向けた軌跡を示すための指針ということになります。

## 3 基本理念

### 【自己決定】

障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現

### 【共生】

障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現

障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities; 障害者権利条約)が平成18年に国連総会において採択され、わが国は平成19年に署名し、平成26年1月に批准が承認されました。

障害者権利条約は、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳を促進することを目的としており、障害のある人の権利の実現のための措置などを求める内容となっています。意思決定の尊重及び意思決定にあたり必要な支援が受けられる体制を構築することは、国の責務であるとされました。

この条約の根底には「障害のある人の尊厳と権利」があります。その前提となる障害のある人の意思決定は、改正障害者基本法、障害者総合支援法等へと至る基本概念でもあり、障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していく社会を実現するために、欠かせ



ないものであると位置付けられています。

そのため、「ひょうご障害者福祉計画」では、意思決定及び意思決定支援に基づく「自己決定」と「共生」の2つを、基本理念として設定しました。障害のある人、そうでない人、あらゆる行為主体が障害によって分け隔てられることなく、自分のしたいことや望んでいることに向かって進んで行くことができる社会を構築することをめざします。

しかしながら、例えば、重度障害のある人等には、意思決定そのものが難しいのではないかという指摘があるかもしれません。また、自分の意思を表現する手段（声、筆記、手話等）が十分に活用できない人もいます。しかし、人が人として生きている以上、必ずそこには思いがあります。伝わりづらく、言葉では表現できないとしても、ちょっとした仕草や顔色に表れた微妙な変化などから、その人の意思を読み取ることができると言われています。

そのためには、周囲や支援者の勝手な思い込みではなく、様々な人が関わり、仕草や顔色の変化などを見守り、読み取った結果を評価することで、一般的に意思決定が難しいとされる重度の知的障害のある人や精神障害のある人をはじめ、意思決定が難しいとされる人々の意思に、できるだけ近づけていくといった取組を進めていくことが考えられます。

なお、意思決定が難しい障害のある人には、決定できる能力はあるものの、生育・教育環境等の要因により、自分の意思をうまく表示できない障害のある人も含まれます。

#### 4 計画の視点

- ①障害のある人ができる限り自分で決定を行える環境を整え、その結果を尊重する視点
- ②障害特性等に配慮した“その人のため、本人中心”意識を持ち、「自助・共助・公助」の支え合いを実践する視点
- ③障害のある人が、自分らしく生きる権利を尊重される、差別のないユニバーサルな社会をつくりあげる視点

基本理念である自己決定と共生を支え、「ひょうご障害者福祉計画」全体を横断的に貫く視点として、3つの視点を掲げます。

1つ目の「障害のある人ができる限り自分で決定を行える環境を整え、その結果を尊重する視点」については、意思決定を尊重するという基本的な観点から、本人の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てるための環境整備を行い、結果を尊重していくというものです。失敗をしたとしても、本人が大きな損害を回避できるような支援を行っていくことが重要になります。

2つ目の「障害特性等に配慮した“その人のため、本人中心”意識を持ち、「自助・共助・公助」の支え合いを実践する視点」については、障害種別等に応じて抱える困難性を十分に考慮した上で、支援が保護者や支援者のお仕着せにならないよう留意しつつ、障害のある人の前に向かって進もうという努力を尊重し、「自助・共助・公助」の推進フレーム（枠組）に基づき、支援を行っていくというものです。

3つ目の「障害のある人が、自分らしく生きる権利を尊重される、差別のないユニバーサルな社会をつくりあげる視点」については、物理的なバリアフリー環境（physical barrier-free environment）の整備を推進するとともに、障害のある人の権利を尊重し、差別のない社会をつくることを通じて心のバリアフリー（psychological barrier-free environment）を併せて実現していこうという意味で、障害のある人にとって、ストレス（心労等）のない住み良い環境をつくっていこうというものです。

#### 5 計画の対象

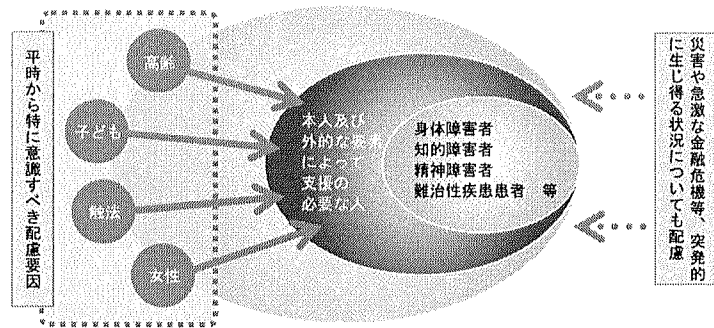
障害の捉え方については、医療・福祉制度の状況や科学技術の進歩、社会理念等により時代とともに変化しており、今後も、その定義や分類の変更が必要になるものと考えられます。

障害者基本法においては、第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。これを受け、平成25年4月からは障害児・者の範囲に難病等が加わり、障害福祉サービスや相談支援等の対象となることが、障害者総合支援法において規定されました。

本計画においても引き続き、ひきこもりで障害福祉サービスに繋がっていない人や一人暮らしのために支援が届きにくい人など、本人及び外的な要素

によって支援の必要な人も考慮すべき対象として扱い、幅広く障害を捉えていくこととします。

【図表 1-9 本計画の対象】



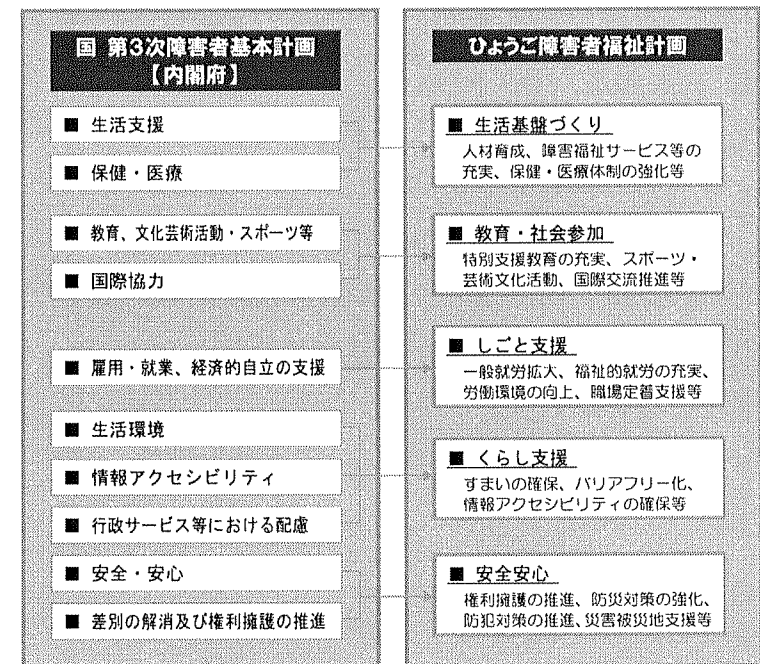
また、障害を捉える複合的な視点として、「障害のある高齢者」「障害のある子ども」「障害のある女性」「障害のある触法者」「障害のある外国人」といった複合性にも着目し、その対応方針等を明確にしていきます。

加えて、こうした複合性は、災害の発生や急激な金融危機など、状況によって突発的に発生もしくは認識されるものもあります。個別分野の施策・事業を検討するにあたり、本計画ではこうした状況及び時間軸によって配慮すべき複合性にも留意をします。

## 6 計画で整理する施策分野

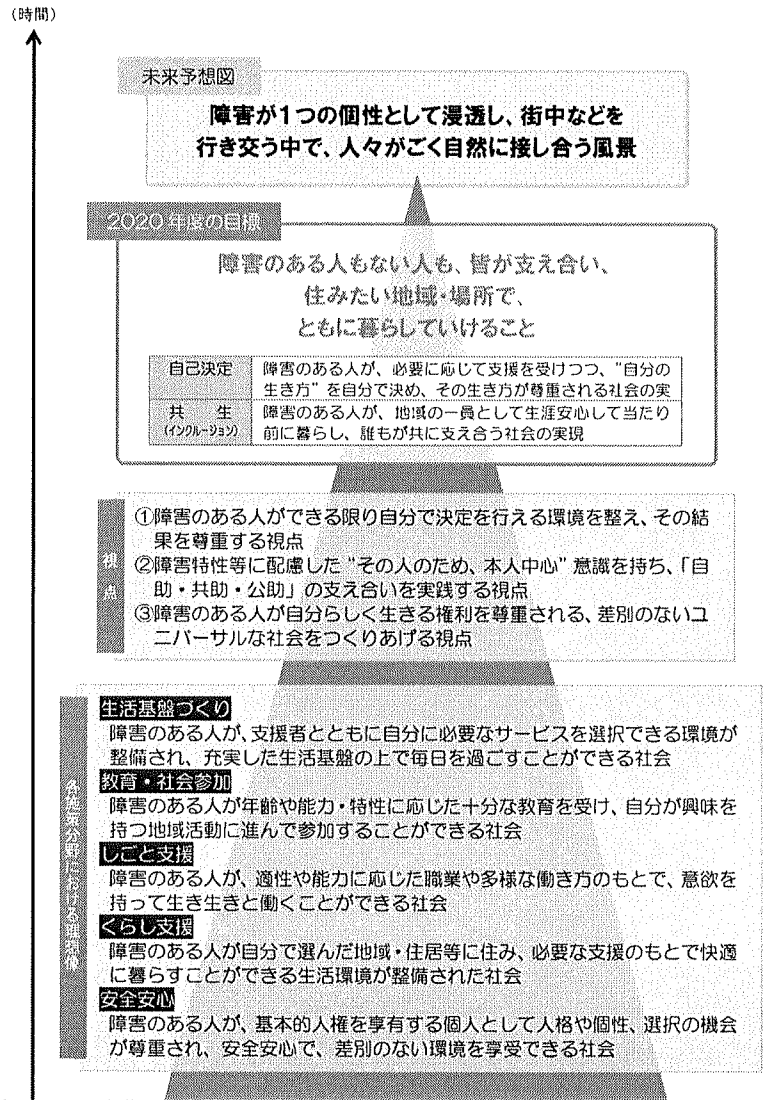
「ひょうご障害者福祉計画」では、国の第3次障害者基本計画における10分野を参考に、「生活基盤づくり」「教育・社会参加」「しごと支援」「くらし支援」「安全安心」の5つの施策分野に編成し、障害者福祉施策の推進を図っていきます。

【図表 1-10 「ひょうご障害者福祉計画」の施策分野】



これらの未来予想図や2020年度（平成32年度）の目標、基本理念等をまとめた「ひょうご障害者福祉計画」の全体図は次の図1-11のとおりとなります。

【図表 1-11 計画の理念構造】



## 2 障害者福祉を取り巻く9つの課題の設定

### 1 意思決定と意思決定支援の促進

平成26年1月に障害者権利条約が批准されましたが、同条約や障害者基本法等において、障害のある人の意思決定及び意思決定支援について盛り込まれました。基本的人権を享有する個人として、障害のある当事者の意思決定を最も重要視する考え方は、改正障害者基本法や障害者総合支援法にも反映されており、これらに対する配慮は共生社会の実現に重要な要件だと考えられています。

できるだけ開放的な環境のもとで、障害のある人の意思決定を尊重し、どこに住むか、どのような住居で暮らすか、何の仕事をするか、どのような支援を受けるか等について、可能な限り、自分で決めることができる環境をつくっていくことが課題です。

### 2 相談支援・権利擁護の推進

障害者権利条約に規定する障害のある人の人権及び基本的自由を実現していくためには、権利擁護の推進や差別解消の取組を進めていくことが重要です。養護者や障害福祉施設従事者、使用者等による虐待防止の徹底のほか、障害のある人に対する差別的取扱の禁止や合理的配慮の不提供の禁止、成年後見制度の利用の促進などが課題に挙げられます。

また、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき自分らしい生き方をしていくには、その基本となる相談支援体制の充実が欠かせません。地域での相談支援体制の核となる基幹相談支援センターの整備を進めるとともに、障害のある人の生活ニーズ（需要）に応える基本相談や計画相談を実施するため、相談支援専門員の資質の向上や計画的な増員、相談支援事業所の増加なども必要です。

### 3 多機化・重度化する障害への対応

発達障害や高次脳機能障害など、支援の必要性が高まっているものの、社会的な認知が乏しかったり、制度的な支援体制が十分ではなかったりする障害があります。特に、外見上、障害のあることが分かりづらいこれらの障害については、周囲からの配慮が行き届かない場合もあり、一人で悩みを抱え

込んでしまうこともあります。また、障害福祉サービスの対象に加わった難治性疾患患者に対し、就労も含めた総合的支援を充実させる必要があります。

加えて、経管栄養や気管切開、吸引、人工呼吸など、専門的な医療ケアを要する重症心身障害児・者については家族の負担も重く、特に在宅での生活を送っている場合は、レスパイト（家族による一時的ケアを代替してリフレッシュしてもらうこと）ケアや緊急時の搬送・受入など、支援体制の強化が課題です。

#### 4 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもに対しては、できるだけ早い段階から支援に関わり、両親や兄弟姉妹も含めた世帯全体を対象とするフォローが必要です。発達段階に応じ、一人ひとりの個性と能力に適した支援を要するという意味で、障害児支援の枠内だけで考えるのではなく、一般施策としての子ども・子育て支援を軸に、教育との十分な連携も確保しつつ、総合的な支援を実施していくことが重要となります。

社会参加や社会的包摂をどのように進めていくのか、また、ライフステージ（入学・就職・結婚等人生の節目）に応じた切れ目のない支援及び各段階における関係者間の連携をどのように充実させていくのかということも課題です。

#### 5 高齢化への備え

急速な少子高齢化に伴い、社会保障を支える生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少していきます。国立社会保障・人口問題研究所の国勢調査（平成22年）を基に実施した推計によると、本県における65歳以上人口の割合は24.1%（平成25年3月31日現在）から、「ひょうご障害者福祉計画」の終期である2020年度（平成32年度）には29.3%まで上昇するとされています。県全体の人口が約23.8万人減少する一方で、65歳以上人口が約22.4万人増える見込みです。この間、生産年齢人口は約34.6万人減少することとなります。

医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等により、障害のある人の高齢化も進んでいます。本県の推計によると、例えば、知的障害のある人のうち65歳以上の割合は、現状の約10%から平成32年度には約13%に、平成

年度には約17%にまで増えると見込んでいます。保護者も高齢化しており、親じき後も見据え、障害のある人を地域でどう支えていくかが課題です。

また、障害のある人の高齢化だけではなく、新たに障害を持つ高齢者の数が増加することも見込まれます。本人の状況を見極め、介護保険サービスとの円滑な連携を進めていく必要があります。

#### 6 障害のある女性への支援

障害のある女性は、障害を持つということに加え、女性であるということで、複合的な差別の対象となることも多く、障害者支援という枠組だけでなく、女性の視点に立った支援を行うことが必要になります。

男女共同参画の推進や出産・育児に対する支援の充実、就労支援の強化はもちろんのこと、何より、ひとりの女性として、自分の生き方を自分で決め、自尊心を持って毎日を過ごすことができる環境をつくっていくことが欠かせません。障害福祉サービス事業所等における同性による介助の徹底や、本人の意思を尊重した妊娠・出産など、「生」と「性」に関わる支援を行っていくことが課題となっています。

#### 7 就労支援の強化

障害のある人の能力や適性に応じた一般就労への移行を進めるとともに、就労継続支援事業所等での福祉的就労に従事する人のさらなる工賃向上などに取り組んでいく必要があります。平成30年度から精神障害者の雇用が義務化（障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を追加すること）され、法定雇用率の更なる引き上げ及び雇用義務対象企業の拡大により、一般就労を行う人の数が増加していくことが期待されますが、一方で、職場定着支援や職域拡大、技能向上等の取組が重要性を増しています。併せて、職場における合理的配慮の提供等に関し、雇用主と障害のある労働者が話し合える環境の実現など、処遇面の向上も取り組む課題です。

また、今後の生産年齢人口の減少を踏まえると、法定雇用義務があるから障害のある人を雇用するのではなく、社会の担い手の一員としての障害者雇用観を確立していかなければなりません。本県においてもダイバーシティ経営（多様な人材が能力を最大限発揮できる機会を提供することでイノベーションや価値の創出に繋げる経営）として成功している事例もあり、こうした

取組を拡大させていく必要があります。

## 8 すまいの選択

本県では、障害者支援施設への入所を希望する障害のある人のニーズ（需要）に対応するため、必要な定員規模を確保してきました。一方で、平成18年度以降、施設入所者数の14.1%に相当する794人が障害者支援施設から退所（平成25年度末現在）するとともに、精神科病院における1年以上の長期在院者数も、7,328人（平成22年6月末現在）から6,797人（平成25年6月末現在）まで、531人減少しました。

障害者支援施設や精神科病院から退所・退院し、自分で選んだ地域での生活を希望する人や、家族と同居している在宅者で、様々な理由から一人暮らしを選択する人のために、グループホームの整備や障害者支援施設の機能充実などを進めているところです。障害のある人が必要な支援を受けながら、可能な限り、自分の意思で住みたい地域や住みたい住居（障害者支援施設、グループホーム、賃貸住宅等）を選択できるよう、多様なすまいの場を提供していくとともに、それぞれの居住環境のより一層の向上、地域住民との積極的な交流なども促進していくことが必要です。

## 9 ユニバーサルデザインの推進

本県では、行政や企業、NPO法人、県民などの多様な主体による参画と協働のもと、年齢や性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会づくりを進めてきました。

障害のある人の社会活動を支えるため、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、情報・コミュニケーション支援、移動支援などの充実を図っていきます。特に、これらの分野ではICT（情報通信機器）等を活用した最新技術や、民間企業によるきめ細かな支援サービスも登場しており、大きな改善が期待されているところです。

また、物理的なバリアフリーに加え、精神的なバリアフリーも重要です。職場や学校、地域など、障害のある人を取り巻く周囲の人々の行動や考え、環境を見直していくことが必要となります。

## 3 前回プラン（計画）の進捗状況と成果

### 1 総合生活指標（主なもの）

前回プラン（計画）においては、“自己実現”と“共生”を基本理念に、「みんなが元気なひょうご」をめざし、具体的な指標（総合生活指標）を掲げて取組を進めてきました。これらの指標は、県内の障害者手帳取得者を対象として実施した「障害のある方の生活実態調査」によるものであり、詳細については、本計画の第2章「生活実態調査」で紹介しています。

目標として設定した項目について、一部到達しなかった項目があるものの、平成20年度時点の実績と比較し、平成25年度時点の実績は概ね上昇という結果となりました。特に、外出している人の割合は、3障害ともに前回実績値・目標値を大きく上回っており、積極的に社会に関わっていかうという意思を読み取ることができます。

【図表1-12 総合生活指標（主なもの）の推移】

		16年度	20年度	5年後	25年度
		実績	実績	目標	実績
在宅生活者の割合	身体	93.9%	94.7%	98.0%	94.8%
	知的	89.2%	90.5%	92.0%	93.5%
	精神	52.2%	66.3%	88.0%	91.1%
働いている人の割合 （一般就労+福祉的就労）	身体	34.4%	52.9%	59.0%	54.0%
	知的	62.9%	75.2%	82.0%	73.2%
	精神	36.8%	40.5%	50.0%	38.2%
働いている人の割合 （一般就労のみ）	身体	—	45.9%	—	45.6%
	知的	—	27.4%	—	30.6%
	精神	—	10.2%	—	18.2%
外出する人の割合	身体	78.6%	84.0%	89.0%	92.2%
	知的	82.1%	87.7%	93.0%	95.9%
	精神	61.3%	67.7%	84.0%	86.8%

※下線部は前回プラン（計画）策定時の設定目標に未達であることを示す。

なお、働いている人の割合（一般就労と福祉的就労の合計）については、回答者の平均年齢が前回調査よりも高齢化したこともあり、数値そのものの改善はあまり見られませんでした。一般就労のみに限定すると、身体障害

のある人は横ばい、知的障害及び精神障害のある人の値は大きく上昇しており、企業等における障害のある人の雇用が積極的に進められてきた結果ではないかと考えられます。

## 2 前回プラン（計画）の取組成果

前回プラン（計画）で実現しなかったことについて、計画対象期間に実施・拡充した主な施策は以下のとおりです。これらを踏まえ、「ひょうご障害者福祉計画」の施策分野ごとの目標などを設定していきます（詳細については第3章「各分野における取組」を参照してください）。

【図表 1-13 前回プラン（計画）の取組成果】

前回プラン（計画）で実現しなかったこと	実施した主な施策
<b>くらし・自立支援</b>	
○身近な地域における総合的な権利擁護推進体制の構築	○障害者権利擁護センターの開設
○市町・圏域等における重層的な相談支援体制の構築	○市民後見人の養成
○支援の手が届きにくい人を支えていく体制の構築	○圏域コーディネーターの常勤配置
○在宅での医療的ケアや高齢化に対応した支援基盤の確保	○ひょうご DPAT の体制整備
	○緊急時情報通信システムの運営
	○地域生活定着支援センターの運営
	○強度行動障害支援者養成研修実施
	○ロボットリハビリテーション推進
<b>すまい</b>	
○障害特性等に応じて選択できる多様なすまいの提供	○グループホーム新規開設サポート
○重度障害者や一人暮らしを支える専門機関によるバックアップ	○グループホーム等の県営住宅マッチング（空室斡旋、開設支援）
○周囲の合意を必要とせずにすまいの確保ができる地域ルールづくり	○精神障害のある人に対する地域移行・地域定着支援
○親亡き後に行き場をなくすことがないすまいの確保	○知的障害のある人のすまいの場の検証
○住み慣れた入所施設でのターミナルケア（終末期医療・看護）機能を充実	○公営住宅におけるユニバーサルデザインの普及

前回プラン(計画)で実現しなかったこと	実施した主な施策
<p><b>しごと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害年金と給料で生活できる一般就労の場の確保</li> <li>○障害年金と工賃で生活できる福祉的就労の工賃水準の向上</li> <li>○適性に応じた仕事の種類や働き方を見極める機会の確保</li> <li>○発達障害者等の就労に関する啓発と一般就労の実績積み上げ</li> <li>○特性・年齢等に応じて働き続けられる多様な就労の場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特例子会社・事業協同組合等算定特例設立・運営に対する助成金</li> <li>○インターネットを活用した授産商品の販売拡大</li> <li>○全圏域における障害者就業・生活支援センターの指定・運営</li> <li>○精神障害のある人に特化した職業訓練(ビジネス実務)の試行実施</li> <li>○優先発注制度の拡充</li> <li>○工賃向上計画の策定・実行</li> </ul>
<p><b>子育て・教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の状態に応じた適切な教育を受けられる体制の充実</li> <li>○早期発見・早期療育につなげる仕組み等の構築</li> <li>○ライフステージ(入学・就職・結婚等人生の節目)を通じた切れ目のない一貫支援体制の構築</li> <li>○障害のある子どもの家庭を孤立させない家族支援体制の構築</li> <li>○身近なところで専門性のある発達障害の支援基盤の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インクルーシブ教育システム構築に向けたモデル研究</li> <li>○キャリア教育・就労支援の強化</li> <li>○特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習</li> <li>○特別支援学校の整備推進</li> <li>○発達障害者サポートファイル活用</li> <li>○県立こども発達支援センター開設</li> <li>○発達障害者支援センターの運営</li> <li>○県立光風病院児童思春期病棟開設</li> </ul>
<p><b>社会参加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニケーションや移動を支える基盤の充実</li> <li>○高齢者や健常者とスポーツ・芸術文化活動等に参加できる環境の整備</li> <li>○障害のある人への関わりについて具体的な行動を促す取組の展開</li> <li>○公共交通機関等の利用で不安を感じないゆとりある環境の創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関のバリアフリー化</li> <li>○のじぎくスポーツ大会の開催</li> <li>○障害者芸術・文化祭の開催</li> <li>○譲りあい感謝マーク・ゆずりあい駐車制度の普及促進</li> <li>○障害者相談員の養成・活動支援</li> <li>○精神障害者ピアサポーター(当事者に対する当事者による支援)の養成及び地域移行支援</li> <li>○盲ろう通訳・介助員の派遣</li> </ul>

### 3 障害保健福祉圏域

兵庫県では、保健医療計画で定める保健医療圏域に準拠し、広い県土を10の障害保健福祉圏域として設定し、障害福祉サービスの計画的な供給や適切な支援体制の構築を図っています。

#### 1 兵庫県障害保健福祉圏域

人口構成や保健医療需給、障害福祉サービスを提供する資源などは地域ごとに異なっています。そのため、障害のある人に適切な障害福祉サービスを提供するため、兵庫県保健医療計画で定める保健医療圏域に準拠し、障害保健福祉圏域を設定しています。

【図表1-14 各圏域の概要(平成26年4月1日現在)】

圏域	構成市町	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)
神戸	神戸市	552.26	1,536,203
阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	168.69	1,027,986
阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	480.84	726,135
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	266.21	714,160
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	895.56	276,750
中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	865.23	578,119
西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	1,567.30	264,143
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町	2,133.50	172,171
丹波	篠山市、丹波市	870.89	107,292
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市	595.99	137,187





【図表 1-16 障害福祉サービスごとの整備区域】

	第2期兵庫県 障害福祉計画 (平成21～23年度)	第3期兵庫県 障害福祉計画 (平成24～26年度)	第4期兵庫県 障害福祉計画 (平成27～29年度)
市町域	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援	居宅介護等訪問サービス グループホーム 相談支援 <u>生活介護</u> <u>就労継続支援B型</u> <u>児童発達支援</u> <u>放課後等デイサービス</u>	居宅介護等訪問サービス グループホーム <u>相談支援(障害児相談支援)</u> 生活介護 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス <u>保育所等訪問支援</u>
圏域	生活介護 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 児童発達支援 放課後等デイサービス	短期入所 自立訓練 就労継続支援A型 就労移行支援	短期入所 自立訓練 就労継続支援A型 就労移行支援 <u>児童発達支援センター</u>
県域	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援	療養介護 施設入所支援 <u>障害児入所支援</u>

※サービス名称は現在のもので表記

障害福祉サービスは、地域の実情やニーズ（需要）に応じ、市町を基本単位として、各地域で必要とする障害種別によらない一元的な供給量を設定することが基本的な考え方となります。しかしながら、市町によっては著しくサービス供給量が少ない地域もあります。

そこで、住む地域によって受けられる障害福祉サービスの供給格差をある程度の範囲内に収束するとともに、本県全体としての底上げをめざします(圏域ごとの主な障害福祉サービス等の供給量は172頁を参照)。

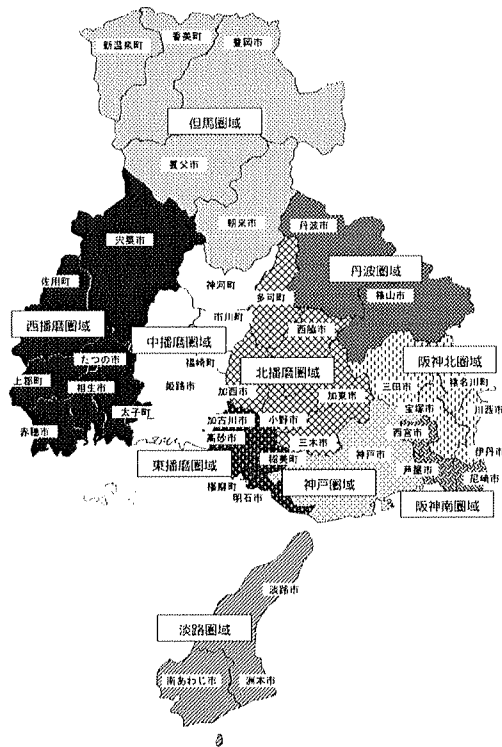
## 5 障害保健福祉圏域計画

障害福祉サービス等を着実に実施していくため、全県レベルに加え、各障害保健福祉圏域単位でも見込量や数値目標を設定します。また、圏域ごとの課題や実情を踏まえ、今後の取組方針などについて定めます。

### 1 障害保健福祉圏域

本県では保健医療計画で定める保健医療圏域に準拠し、10の障害保健福祉圏域を設定しています（再掲）。

【図表4-61 兵庫県障害保健福祉圏域と構成市町】



【図表4-62 主な障害福祉サービス等圏域別供給量（平成26年度見込）】

	居宅介護等		短期入所		生活介護		就労継続支援A型	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり
神戸	3,300	2.15	5,401	3.52	56,728	36.93	6,869	4.47
阪神南	2,478	2.41	3,325	3.23	35,404	34.44	4,513	4.39
阪神北	1,105	1.52	2,688	3.70	23,669	32.60	2,380	3.28
東播磨	954	1.34	997	1.40	23,584	33.02	2,979	4.17
北播磨	256	0.93	692	2.50	11,120	40.18	2,949	10.66
中播磨	1,141	1.97	1,228	2.12	26,603	46.02	2,577	4.46
西播磨	277	1.05	754	2.85	17,158	64.96	1,295	4.90
但馬	210	1.22	677	3.93	9,122	52.98	450	2.61
丹波	174	1.62	274	2.55	4,494	41.89	90	0.84
淡路	218	1.59	301	2.19	7,469	54.44	826	6.02
県計	10,113	1.83	16,337	2.95	215,351	38.87	24,928	4.50

	就労継続支援B型		共同生活援助		放課後等デイサービス	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり
神戸	42,791	27.86	531	0.35	10,735	6.99
阪神南	22,886	22.26	504	0.49	9,311	9.06
阪神北	14,510	19.98	341	0.47	5,544	7.63
東播磨	19,546	27.37	213	0.30	5,540	7.76
北播磨	6,816	24.63	126	0.46	80	0.29
中播磨	16,302	28.20	182	0.31	2,135	3.69
西播磨	8,901	33.70	157	0.59	1,668	6.31
但馬	7,243	42.07	162	0.94	1,001	5.81
丹波	3,944	36.76	107	1.00	390	3.63
淡路	4,057	29.57	147	1.07	463	3.37
県計	146,996	26.53	2,470	0.45	36,867	6.65

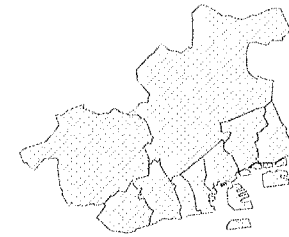
【図表 4-63 主な障害福祉サービス等圏域別供給量（平成 29 年度見込）】

	居宅介護等		短期入所		生活介護		就労継続A型	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり
神戸	3,524	2.29	5,792	3.77	60,840	39.60	7,264	4.73
阪神南	2,982	2.90	4,778	4.65	41,757	40.62	6,704	6.52
阪神北	1,241	1.71	2,970	4.09	26,162	36.03	3,744	5.16
東播磨	1,203	1.68	1,165	1.63	26,889	37.65	4,675	6.55
北播磨	303	1.09	807	2.92	12,389	44.77	3,543	12.80
中播磨	1,479	2.56	1,435	2.48	28,928	50.04	2,891	5.00
西播磨	354	1.34	939	3.55	19,494	73.80	1,968	7.45
但馬	288	1.67	832	4.83	10,758	62.48	489	2.84
丹波	224	2.09	155	1.44	4,770	44.46	90	0.84
淡路	247	1.80	321	2.34	8,226	59.96	1,018	7.42
県計	11,845	2.14	19,194	3.46	240,213	43.36	32,386	5.85

	就労継続B型		共同生活援助		放課後等デイサービス	
	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり	実利用者数 (人/月)	人口千人 あたり
神戸	45,250	29.46	681	0.44	12,058	7.85
阪神南	27,029	26.29	627	0.61	11,727	11.41
阪神北	17,110	23.56	422	0.58	9,856	13.57
東播磨	24,364	34.12	255	0.36	8,112	11.36
北播磨	8,120	29.34	168	0.61	377	1.36
中播磨	17,238	29.82	273	0.47	3,520	6.09
西播磨	10,418	39.44	208	0.79	2,130	8.06
但馬	8,330	48.38	227	1.32	1,168	6.78
丹波	4,812	44.85	116	1.08	665	6.20
淡路	4,766	34.74	177	1.29	551	4.02
県計	167,437	30.22	3,154	0.57	50,164	9.05

## 2 神戸障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	1市 (神戸市)
面積	552.26 km <sup>2</sup>
人口	1,536,203人

※面積・人口は平成 26 年 4 月 1 日現在

【図表 4-64 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画(25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	73,032人	77,885人	80,190人	103.0%
知的障害者	9,279人	10,555人	12,176人	115.4%
精神障害者	7,689人	9,640人	12,816人	132.9%
計	90,000人	98,080人	105,182人	107.2%

【図表 4-65 成果指標】

	基準時 (①25年度、③24年度)	目標 (29年度)
①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	174人 (17-25年度累計)	164人 (25-29年度累計)
②施設入所者数	1,371人	1,316人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	185人	370人

【図表 4-66 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	28人分	28人分	28人分	28人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	486,773千円	487,008千円	487,248千円	487,487千円

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-67 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等	119,019時間	77.48	127,409時間	82.94	73.67
〔時間/月〕	3,300人分	2.15	3,524人分	2.29	2.14
短期入所（福祉型）〔人日/月〕	5,191人日 468人分	3.38 0.30	5,567人日 501人分	3.62 0.33	3.27 0.48
短期入所（医療型）〔人日/月〕	210人日 53人分	0.14 0.03	225人日 57人分	0.15 0.04	0.19 0.04
生活介護〔人日/月〕	56,728人日 2,955人分	36.93 1.92	60,840人日 3,169人分	39.60 2.06	43.36 2.22
自立訓練（機能訓練）〔人日/月〕	839人日 51人分	0.55 0.03	864人日 53人分	0.56 0.03	0.60 0.04
自立訓練（生活訓練）〔人日/月〕	1,462人日 87人分	0.95 0.06	1,809人日 108人分	1.18 0.07	1.62 0.10
就労移行支援〔人日/月〕	4,619人日 266人分	3.01 0.17	6,546人日 377人分	4.26 0.25	3.99 0.23
就労継続支援A型〔人日/月〕	6,869人日 350人分	4.47 0.23	7,264人日 370人分	4.73 0.24	5.85 0.30
就労継続支援B型〔人日/月〕	42,791人日 2,606人分	27.86 1.70	45,250人日 2,756人分	29.46 1.79	30.22 1.76
共同生活援助〔人/月〕	531人分	0.35	681人分	0.44	0.57
計画相談支援〔人/月〕	4,397人分	2.86	13,520人分	8.80	3.71
地域移行支援〔人/月〕	6人分	0.00	9人分	0.01	0.03
地域定着支援〔人/月〕	33人分	0.02	44人分	0.03	0.07
放課後等デイサービス〔人日/月〕	10,735人日 888人分	6.99 0.58	12,058人日 997人分	7.85 0.65	9.05 1.10
保育所等訪問支援〔人日/月〕	2人日 2人分	0.00 0.00	2人日 2人分	0.00 0.00	0.07 0.04
児童発達支援〔人日/月〕	5,866人日 471人分	3.82 0.31	6,589人日 529人分	4.29 0.34	5.58 0.65
医療型児童発達支援〔人日/月〕	526人日 69人分	0.34 0.04	591人日 78人分	0.38 0.05	0.33 0.04
障害児相談支援〔人/月〕	700人分	0.46	1,860人分	1.21	0.68

【図表4-68 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓発	1市	—	1市	—	—
自発的活動支援	1市	—	1市	—	—
障害者相談支援	14箇所	0.01	14箇所	0.01	0.03
基幹相談支援センター	1市	—	1市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	1市	—	1市	—	—
住居等支援	0市	—	0市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	8人	0.01	14人	0.01	0.03
成年後見制度法人後見支援	1市	—	1市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	3,780件	2.46	4,500件	2.93	3.47
手話通訳者設置	14人	0.01	14人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	30,235件	19.68	31,133件	20.27	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	90人	0.06	90人	0.06	0.12
移動支援事業	509,719時間 3,293人	331.80 2.14	546,666時間 3,532人	355.86 2.30	287.48 1.66
地域活動支援センター（自市町内）	20箇所 712人	0.01 0.46	20箇所 764人	0.01 0.50	0.04 0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	11箇所 17人	0.01 0.01	11箇所 17人	0.01 0.01	0.03 0.10
発達障害者支援センター	1箇所 477人	—	1箇所 504人	—	—
障害児等療育支援事業	0箇所	—	0箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修	40人	—	60人	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	20人	—	20人	—	—

盲ろう者向け通訳・介助員派遣	755件	—	835件	—	—
----------------	------	---	------	---	---

### サービス量の確保に係る課題

障害者の地域生活への移行を進めるために、下記のような課題があります。

#### 1 相談支援

- ・平成 27 年度から、障害福祉サービスの利用者全員のサービス利用に際し計画作成が必要であるため、相談支援事業所、相談支援専門員の増やすことが必要です。

#### 2 グループホーム

- ・入所施設や精神科病院からの地域生活への移行や住み慣れた地域で生活を継続していくために、すまいの確保は重要です。そのため、グループホームの整備を進めており、北区・西区においては、整備が進んでいるが、市街地においては、少ない状況となっています。

#### 3 短期入所

- ・短期入所については、重度の身体障害がある人、医療的ケアが必要な障害のある人が利用できる事業所が少なく、また、市街地に少ない状況です。
- ・希望しても利用できなかったり、緊急時に入所先が見つからなかったりする場合があります。

#### 4 生活介護

- ・障害のある人の高齢化や重度化により、医療的ケアが必要な方が増えている中、対応できる事業所、機能訓練や入浴が可能な事業所も限られています。
- ・また、地域的な偏りがあり、市街地に少ない状況です。

### 今後の取組方針

障がい者が、地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの事業所の整備を進めます。

#### 1 相談支援

- ・障害福祉サービス事業所に対し、研修受講や新規申請の補助を行い、事業所を増設し、相談支援専門員を増員します。

#### 2 グループホームの整備

- ・今後も毎年度 50 人分の増加を目標に整備します。また、市独自のグループホームの整備費用補助を活用して、市街地での整備を進めます。
- ・また、市営住宅を活用したグループホームを増やします。

#### 3 短期入所事業所の整備

- ・短期入所の利用者数は今後増えていくことが見込まれることから、その増加に見合うよう事業所の整備を進めます。
- ・整備にあたっては、市街地での整備を促します。

#### 4 生活介護事業所の整備

- ・生活介護の利用者数は今後増えていくことが見込まれることから、その増加に見合うよう事業所の整備を進めます。
- ・整備にあたっては、事業者開設の相談があった場合には市街地での整備を働き掛け、市街地での整備を促します。
- ・また、介護保険に基づく事業所に働き掛け、基準該当障害福祉サービスの事業所を増やしていくなどの連携に取り組みます。

### 3 阪神南障害保健福祉圏域計画

#### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市 (尼崎市、西宮市、芦屋市)
面積	168.69 km <sup>2</sup>
人口	1,027,986人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-69 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	対22年度末比
	所持者数	所持者数	所持者数	
身体障害者	39,742人	40,858人	42,689人	104.5%
知的障害者	5,353人	6,361人	7,532人	118.4%
精神障害者	4,078人	5,202人	6,449人	124.0%
計	49,173人	52,421人	56,670人	108.1%

【図表4-70 成果指標】

	基準時 (17-25年度累計)	目標 (25-29年度累計)
①障害者支援施設から地域生活への移行者数	63人	114人
②施設入所者数	748人	694人
③福祉施設から一般就労への移行者数	39人	73人

【図表4-71 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用したグループホームの整備	0人分	6人分	6人分	6人分
障害福祉サービス事業所等への優先発注金額	372,083千円	375,583千円	379,483千円	384,293千円

### 2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-72 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 〔時間/月〕	106,833時間 2,478人分	103.92 2.41	134,956時間 2,982人分	131.28 2.90	73.67 2.14
短期入所（福祉型）〔人日/月〕	3,197人日 638人分	3.11 0.62	4,523人日 881人分	4.40 0.86	3.27 0.48
短期入所（医療型）〔人日/月〕	128人日 28人分	0.12 0.03	255人日 48人分	0.25 0.05	0.19 0.04
生活介護 〔人日/月〕	35,404人日 1,821人分	34.44 1.77	41,757人日 2,114人分	40.62 2.06	43.36 2.22
自立訓練（機能訓練）〔人日/月〕	363人日 33人分	0.35 0.03	396人日 41人分	0.39 0.04	0.60 0.04
自立訓練（生活訓練）〔人日/月〕	1,829人日 110人分	1.78 0.11	1,947人日 117人分	1.89 0.11	1.62 0.10
就労移行支援 〔人日/月〕	2,926人日 163人分	2.85 0.16	3,961人日 226人分	3.85 0.22	3.99 0.23
就労継続支援A型〔人日/月〕	4,513人日 236人分	4.39 0.23	6,704人日 343人分	6.52 0.33	5.85 0.30
就労継続支援B型〔人日/月〕	22,886人日 1,315人分	22.26 1.28	27,029人日 1,560人分	26.29 1.52	30.22 1.76
共同生活援助 〔人/月〕	504人分	0.49	627人分	0.61	0.57
計画相談支援 〔人/月〕	254人分	0.25	1,096人分	1.07	3.71
地域移行支援 〔人/月〕	23人分	0.02	56人分	0.05	0.03
地域定着支援 〔人/月〕	27人分	0.03	79人分	0.08	0.07
放課後等デイサービス〔人日/月〕	9,311人日 1,109人分	9.06 1.08	11,727人日 1,448人分	11.41 1.41	9.05 1.10
保育所等訪問支援〔人日/月〕	22人日 19人分	0.02 0.02	95人日 59人分	0.09 0.06	0.07 0.04
児童発達支援 〔人日/月〕	4,861人日 543人分	4.73 0.53	6,854人日 696人分	6.67 0.68	5.58 0.65
医療型児童発達支援〔人日/月〕	524人日 57人分	0.51 0.06	277人日 31人分	0.27 0.03	0.33 0.04
障害児相談支援 〔人/月〕	22人分	0.02	313人分	0.30	0.68

【図表 4-73 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓発	3市	—	3市	—	—
自発的活動支援	1市	—	3市	—	—
障害者相談支援	38箇所	0.04	41箇所	0.04	0.03
基幹相談支援センター	2市	—	3市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	2市	—	3市	—	—
住居等支援	0市	—	0市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	22人	0.02	41人	0.04	0.03
成年後見制度法人後見支援	1市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	2,900件	2.82	3,431件	3.34	3.47
手話通訳者設置	5人	0.00	7人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	19,263件	18.74	22,836件	22.21	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	38人	0.04	25人	0.02	0.12
移動支援事業	578,831時間 2,210人	563.07 2.15	662,539時間 2,541人	644.50 2.47	287.48 1.66
地域活動支援センター（自市町内）	46箇所 1,010人	0.04 0.98	55箇所 1,110人	0.05 1.08	0.04 0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	31箇所 101人	0.03 0.10	37箇所 129人	0.04 0.13	0.03 0.10
障害児等療育支援事業（中核市）	10箇所	—	10箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修（中核市）	32人	—	48人	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修（中核市）	6人	—	6人	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（中核市）	57件	—	75件	—	—

**サービス量の確保に係る課題**

阪神南圏域は、芦屋市・西宮市・尼崎市の3市で構成されており、それぞれの地域特性に応じて各市が課題の検証・施策の推進に努めているエリアであることから、ここでは3市に共通する課題を中心に取り上げます。

この圏域は県下でも人口密集地で障害者手帳所持者も多いですが、量的ニーズに応えるサービス提供事業者も一定数存在していることから、利用者にとってはサービス提供事業者を、選択・確保しやすい環境にあります。また、医療機関も、近隣の神戸市や大阪市を含めると数多く点在し、それぞれの身体的状況に応じた医療リハビリテーションを受けやすい環境にあります。

児童については、児童発達支援センター、児童発達支援事業など、就学前児童に対する療育施設等が各市の実情に応じて整備されており、障害児の早期療育に努めてきました。

最近では各市とも障害のある人とその家族が、身近な所で様々な相談が受けられるように、市委託の相談支援事業所の整備を行ない、地域でその人らしい生活を送ることを支援する環境整備に努めるとともに、医療・保健・教育・福祉・労働・地域（住民）など、分野を越えたネットワーク作りに力を注いでいます。

しかし、障害者支援施設の入所者数の削減や地域移行には今後も改善の余地があります。また、福祉施設から一般就労への移行者増加率の更なる向上を目指し、生活の場の確保、就労移行支援に向けての取組が必要です。

**1 生活の場の確保**

- ・地域移行を進めるためには、生活の場の確保が不可欠であり、更なるグループホームの整備が必要です。
- ・しかし、市営住宅を活用したグループホームの整備については、一般の入居希望者が多く、活用が難しい状況です。

**2 就労移行支援**

- ・就労継続支援A型事業所の整備が進められ、一般就労へ繋げつつあるものの、その後職場定着しないケースが見られます。
- ・企業等への就労が困難な障害のある人は、就労継続支援B型事業所等で福祉的就労に携わっているものの、工賃が非常に低くなっています。

### 今後の取組方針

各市では、地域自立支援協議会において相談支援体制の構築や施策の推進に関わる協議が行われている中で、地域のネットワークが更に充実していくことが望まれます。また、施策の推進状況の違いについて、各市が情報交換や連携を図ることで、圏域の基盤整備の均てん化を促します。

#### 1 生活の場の確保

- ・施設整備に係る工事費補助等の補助事業を活用するなど、グループホームの開設をサポートしていきます。
- ・また、公営住宅の活用について更なる検討を進めるほか、民間住宅の活用については、関係機関（不動産業界など）との連携を強化するとともに、障害のある人に対する地域の理解の促進を図るような施策が必要です。

#### 2 就労支援

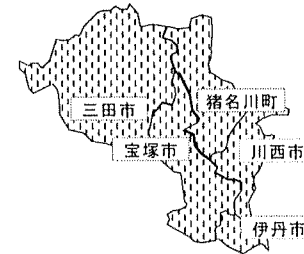
- ・企業などへの更なる制度周知の努力が必要であるとともに、一般就労の場の確保並びに職場定着を目指し、ハローワークや阪神南障害者就業・生活支援センター等との協力・連携体制の強化を図ります。
- ・障害者施設などへの優先発注を確保するなど、障害者施設への受注・販売機会の拡大を図り、工賃の向上につながるような施策が必要です。

#### 〈取組例〉

- ・尼崎市  
障害のある人の自立と社会参加の促進を図るために運営される小規模作業所について、法内事業への移行を促進するため、平成23年度から平成25年度の間に移行した小規模作業所に対して、移行支援策としての補助金を市単独で8件支出しています。
- ・西宮市  
平成25年4月に基幹相談支援センターを開設し、相談支援窓口の一元化を行っています。基本相談のほか、地域移行支援推進を図るため地域移行コーディネーター業務、福祉サービス利用計画案作成業務等を実施しています。
- ・芦屋市  
市保健福祉センター内で、基幹相談支援センター・権利擁護支援センター・虐待防止センターを同フロアに配置し、障害のある人またその支援者がどのような相談を持ちかけられても対応できる体制を採っています。

## 4 阪神北障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	4市1町 (伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町)
面積	480.84 km <sup>2</sup>
人口	726,135人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-74 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	21,722人	24,200人	25,837人	106.8%
知的障害者	3,365人	4,094人	4,835人	118.1%
精神障害者	2,333人	3,039人	3,789人	124.7%
計	27,420人	31,333人	34,461人	110.0%

【図表4-75 成果指標】

	基準時 (①22年度、③24年度)	目標 (29年度)
①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	101人 (17-25年度累計)	56人 (25-29年度累計)
②施設入所者数	545人	516人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	28人	62人

【図表4-76 その他率先取組指標】

	20年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	8人分	8人分	8人分	8人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	39,287千円	45,216千円	49,292千円	53,580千円



2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 4-77 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 [時間/月]	46,271時間 1,105人分	63.72 1.52	59,245時間 1,241人分	81.59 1.71	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）[人日/月]	2,603人日 394人分	3.58 0.54	2,869人日 453人分	3.95 0.62	3.27 0.48
短期入所（医療 型）[人日/月]	85人日 19人分	0.12 0.03	101人日 23人分	0.14 0.03	0.19 0.04
生活介護 [人日/月]	23,669人日 1,224人分	32.60 1.69	26,162人日 1,348人分	36.03 1.86	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	96人日 7人分	0.13 0.01	210人日 10人分	0.29 0.01	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	771人日 41人分	1.06 0.06	1,012人日 57人分	1.39 0.08	1.62 0.10
就労移行支援 [人日/月]	1,623人日 97人分	2.24 0.13	2,385人日 148人分	3.28 0.20	3.99 0.23
就労継続支援A 型 [人日/月]	2,380人日 119人分	3.28 0.16	3,744人日 198人分	5.16 0.27	5.85 0.30
就労継続支援B 型 [人日/月]	14,510人日 837人分	19.98 1.15	17,110人日 980人分	23.56 1.35	30.22 1.76
共同生活援助 [人/月]	341人分	0.47	422人分	0.58	0.57
計画相談支援 [人/月]	558人分	0.77	1,538人分	2.12	3.71
地域移行支援 [人/月]	3人分	0.00	17人分	0.02	0.03
地域定着支援 [人/月]	8人分	0.01	119人分	0.16	0.07
放課後等デイス ービス [人日/月]	5,544人日 791人分	7.63 1.09	9,856人日 1,267人分	13.57 1.74	9.05 1.10
保育所等訪問支 援 [人日/月]	7人日 7人分	0.01 0.01	48人日 28人分	0.07 0.04	0.07 0.04
児童発達支援 [人日/月]	5,183人日 690人分	7.14 0.95	7,178人日 939人分	9.89 1.29	5.58 0.65
医療型児童発達 支援 [人日/月]	507人日 70人分	0.70 0.10	300人日 33人分	0.41 0.05	0.33 0.04
障害児相談支援 [人/月]	195人分	0.27	329人分	0.45	0.68

【図表 4-78 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓 発	4市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	3市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援	11箇所	0.02	12箇所	0.02	0.03
基幹相談支援セ ンター	0市町	—	3市町	—	—
基幹相談支援セン ター等機能強化	5市町	—	5市町	—	—
住居等支援	2市町	—	3市町	—	—
成年後見制度利用 支援（利用者数）	11人	0.02	21人	0.03	0.03
成年後見制度法 人後見支援	0市町	—	3市町	—	—
手話通訳者・要約 筆記者派遣	3,643件	5.02	4,208件	5.80	3.47
手話通訳者設置	9人	0.01	9人	0.01	0.01
日常生活用具給 付等	12,105件	16.67	13,143件	18.10	20.77
手話奉仕員養成 研修（修了者数）	71人	0.10	86人	0.12	0.12
移動支援事業	171,882時間 961人	236.71 1.32	195,098時間 1,078人	268.68 1.48	287.48 1.66
地域活動支援セン ター（自市町内）	36箇所 411人	0.05 0.57	40箇所 457人	0.06 0.63	0.04 0.83
地域活動支援セン ター（他市町村内）	38箇所 57人	0.05 0.08	45箇所 66人	0.06 0.09	0.03 0.10

阪神北圏域は伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の4市1町で構成されており、各市町がそれぞれの地域特性に応じて課題を抽出し障害福祉施策の推進に努めています。圏域の障害者手帳所持者を見てみると、その増加率は県内で一番高く、中でも精神障害者保健福祉手帳所持者の伸び率が大きくなっています。

そういった現状に鑑み、今後ますますサービス利用者の増加が推察されますが、現状においての課題も多く、以下のとおり、利用ニーズが高いサービス及び全県平均に対する7割以下のサービスを中心として、取り組む課題を抽出しました。

### サービス量の確保に係る課題

#### 1 短期入所

- ・供給量が利用者ニーズに対して少なく、また、予約利用で満床になることも多く、緊急時の利用希望に十分対応できない状況にあります。

#### 2 生活介護

- ・供給量が利用者ニーズに対して少なく、また、障害が重く医療的ケアが必要となる場合に対応できる事業所が少ない状況です。

#### 3 就労移行支援・就労継続支援

- ・特別支援学校卒業生など利用希望者に対するサービスの提供体制が確保できていません。

#### 4 共同生活援助・地域移行支援・地域定着支援

- ・福祉施設からの地域移行や保護者の高齢化等によりグループホームの需要は増しており、また、精神科病院入院患者の早期退院や地域への移行を進めるためにも、今後一層のすまいの確保やサービス量を拡大していく必要があります。
- ・一方でグループホームの開設には多くの資金が必要であり、また、世話人の確保が困難になっています。さらに地域移行・地域定着支援については24時間での対応が必要となり、人的・経済的な壁があります。

#### 5 計画相談支援

- ・基本相談及び計画相談を担う事業所が少なく、また、地域間に格差もあり、身近な相談支援事業所を選択できる環境整備がより一層必要です。

### 今後の取組方針

#### 1 サービス提供体制の確保・充実

- ・介護保険事業所や社会福祉法人等に対して生活介護等障害福祉サービスや相談支援事業所への新規参入を促すとともに支援策を検討し、サービス提供事業所の確保に努めます。また、短期入所について、高齢者施設や医療施設等での受け入れ体制の構築を検討していきます。
- ・相談支援体制の充実・強化を図るため、相談支援専門員の養成・資質の向上に取り組むとともに、基幹相談支援センター設置に向けた検討を進めます。また、質の高いサービスが受けられるように介護職員の養成等に取り組めます。

#### 2 就労継続支援等の充実

- ・障害者雇用の普及啓発を進めるとともに、医療・福祉・教育・労働等関係機関と連携を図りながら、相談支援、職業訓練等支援体制の強化に努めていきます。

#### 3 住まいの確保、地域移行・定着支援

- ・グループホームが地域での自立を進める拠点であり、社会生活能力を高める場であることを広く周知し、地域における障害のある人の受け入れに対する理解を促進します。また、公営住宅の活用等支援策を検討し、供給量の確保に努めます。

#### 4 関係機関との連携強化

- ・自立支援協議会や相談支援・サービス事業所等と連携を強化し、支援の必要な障害のある若年者から高齢者が適切なサービスを受けられる体制づくりを行います。

#### 5 広報の充実

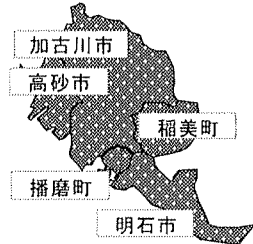
- ・近年、福祉関係の諸制度が複雑化し、また、サービス利用者のニーズも多様化しているため、障害福祉サービス及び関連制度等の広報・情報提供を行うことにより、ニーズに応じたサービス利用を促進します。

(取組例)

- 視覚障害のある人を対象に歩行訓練士を自宅等に派遣し、日常生活において単独での歩行ができるよう白杖の使い方等の訓練を行っています。また、訪問指導員を派遣し、日常生活に必要な生活訓練を行う事業の検討も行っていきます。(伊丹市)
- 医療的ケアを要する重度障害のある人の介護を行う家族の日常的・継続的な負担の軽減を図るため、医療機関への入院(短期入所)制度を創設しています。(宝塚市)
- 経済的負担の軽減を図るため、障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所への通所に必要な交通機関の運賃等を助成しています。(川西市)
- 障害のある人のニーズに適切に対応するため、児童/障害者/精神/就労の種別に分けて相談支援事業所を設置しています。また、指定特定相談支援事業所を含めた連絡会を定期的に開催し、情報共有やケース検討等を行っています。(三田市)
- 精神障害のある人を対象とした地域活動支援センターを開設し、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等基礎的な事業に加え、福祉及び地域の社会基盤との連携強化や自立と生きがいを高めるための機能強化事業を行っています。(猪名川町)
- 障害者就労施設等の自主製品等の受注拡大を図るため、当圏域の自主製品や提供できる仕事(役務)をPRする小冊子を作成し、広く周知します。(阪神北県民局)
- 障害のある人の「働きたい」を応援するとともに、障害者雇用の普及啓発を図るため、阪神北県民局、阪神南県民センター、ハローワーク、市町、障害者就業・生活支援センター等関係機関が連携し、「阪神地域障がい者就労促進大会」を開催し、障害のある人の一般就労を支援しています。

## 5 東播磨障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市2町 (明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町)
面積	266.21 ㎢
人口	714,160 人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-79 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	23,947 人	25,780 人	27,013 人	104.8%
知的障害者	3,398 人	4,374 人	5,157 人	117.9%
精神障害者	2,223 人	3,136 人	3,973 人	126.7%
計	29,568 人	33,290 人	36,143 人	108.6%

【図表4-80 成果指標】

	基準時 (①25年度、③24年度)	目標 (29年度)
	①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	115 人 (17-25年度累計)
②施設入所者数	585 人	567 人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	35 人	51 人

【図表4-81 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0 人分	0 人分	0 人分	5 人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	12,373 千円	12,857 千円	13,080 千円	14,140 千円

## 2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-82 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 〔時間/月〕	21,959 時間 954 人分	30.75 1.34	27,881 時間 1,203 人分	39.04 1.68	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）〔人日/月〕	890 人日 188 人分	1.25 0.26	1,033 人日 221 人分	1.45 0.31	3.27 0.48
短期入所（医療 型）〔人日/月〕	107 人日 29 人分	0.15 0.04	132 人日 34 人分	0.18 0.05	0.19 0.04
生活介護 〔人日/月〕	23,584 人日 1,223 人分	33.02 1.71	26,889 人日 1,382 人分	37.65 1.94	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）〔人日/月〕	388 人日 26 人分	0.54 0.04	507 人日 34 人分	0.71 0.05	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）〔人日/月〕	494 人日 32 人分	0.69 0.04	597 人日 42 人分	0.84 0.06	1.62 0.10
就労移行支援 〔人日/月〕	2,437 人日 144 人分	3.41 0.20	3,553 人日 206 人分	4.97 0.29	3.99 0.23
就労継続支援 A 型〔人日/月〕	2,979 人日 150 人分	4.17 0.21	4,675 人日 229 人分	6.55 0.32	5.85 0.30
就労継続支援 B 型〔人日/月〕	19,546 人日 1,131 人分	27.37 1.58	24,364 人日 1,402 人分	34.12 1.96	30.22 1.76
共同生活援助 〔人/月〕	213 人分	0.30	255 人分	0.36	0.57
計画相談支援 〔人/月〕	731 人分	1.02	1,370 人分	1.92	3.71
地域移行支援 〔人/月〕	6 人分	0.01	19 人分	0.03	0.03
地域定着支援 〔人/月〕	1 人分	0.00	12 人分	0.02	0.07
放課後等デイサ ービス〔人日/月〕	5,540 人日 640 人分	7.76 0.90	8,112 人日 899 人分	11.36 1.26	9.05 1.10
保育所等訪問支 援〔人日/月〕	31 人日 16 人分	0.04 0.02	80 人日 41 人分	0.11 0.06	0.07 0.04
児童発達支援 〔人日/月〕	3,262 人日 326 人分	4.57 0.46	5,302 人日 495 人分	7.42 0.69	5.58 0.65
医療型児童発達 支援〔人日/月〕	375 人日 52 人分	0.53 0.07	432 人日 58 人分	0.60 0.08	0.33 0.04
障害児相談支援 〔人/月〕	173 人分	0.24	416 人分	0.58	0.68

【図表 4-83 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	3市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	2市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援	6箇所	0.01	6箇所	0.01	0.03
基幹相談支援センター	1市町	—	3市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	5市町	—	5市町	—	—
住居等支援	0市町	—	1市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	6人	0.01	13人	0.02	0.03
成年後見制度法人後見支援	1市町	—	3市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	2,317件	3.24	2,554件	3.58	3.47
手話通訳者設置	5人	0.01	5人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	13,625件	19.08	15,271件	21.38	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	64人	0.09	91人	0.13	0.12
移動支援事業	49,262時間 517人	68.98 0.72	68,381時間 673人	95.75 0.94	287.48 1.66
地域活動支援センター（自市町内）	28箇所 518人	0.04 0.73	28箇所 516人	0.04 0.72	0.04 0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	27箇所 75人	0.04 0.11	28箇所 78人	0.04 0.11	0.03 0.10

**サービス量の確保に係る課題**

3市2町からなる東播磨圏域では、障害福祉サービス見込量（千人あたり量）については、全県平均と比較して低いものが多くありましたが、徐々に改善傾向にあり全県平均に近づきつつあります。一方、地域生活支援事業については、障害者相談支援において、箇所数・サービス量ともに全県と比較して未だ低い状況にあります。

そのような状況の中、東播磨圏域での障害者手帳所持者数の増加率は県内でも高水準であり、相談支援体制やサービス提供体制の整備が課題となっています。

このため、以下のとおり全県平均の7割以下のサービスを中心に課題を掲げます。

**1 相談支援体制**

- ・基幹相談支援センターの設置が1市町と少なくなっています。
- ・相談支援専門員の養成数が少なくなっています。
- ・計画相談支援について利用者やサービス事業者に十分周知されていません。
- ・困った時に気軽に一般相談を受けることができる体制づくりが必要です。

**2 居宅介護等**

- ・安定してサービス提供を行うための十分な人材確保が難しく、サービス事業者も不足しています。
- ・居宅介護等にかかるサービス調整を行う計画相談支援事業所も少なくなっています。
- ・訪問サービスだけでなく、通所サービス等の活用によりバランスの良い支援体制の構築が必要です。

**3 短期入所**

- ・必要な時に利用したいという利用者のニーズに対応できる事業所が不足しており、空いている事業所をやむなく利用している状況です。
- ・事業所にとっても普段短期入所を利用されていない方の緊急時受け入れは難しく、利用希望者は事前に体験するなどの工夫が必要です。
- ・特に行動障害・重複障害のある人や、医療的ケアの必要な方の利用が困難です。

**4 共同生活援助**

- ・地域移行を進める上で重要な施設ですが、施設整備に資金面などの課題が多く、整備が進んでいません。
- ・地域によっては障害のある人の受け入れに対する理解不足が見られるため、十分な説明を行い、協力を求める必要があります。
- ・医療的ケアが必要な方に対応できる施設が少なくなっています。

### 5 自立訓練（生活訓練）

- ・病院・入所施設等からの移行期の事業所で利用者は限定的ですが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、事業所の整備確保が必要です。

### 6 生活の場・居場所の確保

- ・障害特性に応じた個別ニーズへの対応が必要です。
- ・地域移行を進めるため、地域住民への障害に対する理解の促進や普及啓発など地域で支える力を育む取組が必要です。
- ・地域課題に応じた取組などについて、自立支援協議会を通じて考えることが必要です。

### 今後の取組方針

#### 1 相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置を1市町から3市町に増やすとともに、相談支援専門員の養成、計画相談支援事業所の新規参入支援等に取り組みます。
- ・総合的な相談支援体制の構築のため、基幹相談支援センターを中心とした計画相談支援事業所のネットワークの整備に取り組みます。

#### 2 サービス提供体制の確保

- ・現在不足しているサービスについて、利用者が必要なサービスを受けられるよう新たな事業所の設置促進や必要な人材の確保に取り組みます。
- ・特に共同生活援助については、公的社会資源（市営住宅等）を活用した整備などに取り組みます。

#### 3 関係機関間の連携強化

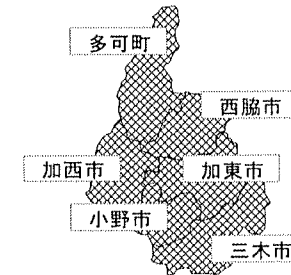
- ・自立支援協議会を活用し、地域課題の抽出や取組強化を図るとともに、事業所・相談機関・行政等関係機関の情報共有・連携強化に取り組みます。特に、高齢化による介護保険制度への円滑な移行に努めます。
- ・精神障害のある人の地域移行が円滑に行えるよう、精神科病院と関係機関との連携強化に取り組みます。さらに地域で支える力を育むため、地域住民への障害に対する理解の促進や普及啓発などに関係機関を通じて取り組みます。

#### 〈取組例〉

- ・市町  
自立支援協議会内に専門部会を設置し、関係機関との連携強化や、障害福祉分野の課題分析とその解決に向けて積極的に取り組んでいます。
- ・健康福祉事務所  
精神障害のある人に係る新規入院患者の早期地域移行や長期入院患者の地域移行が円滑に行えるよう、精神科病院への支援や関係機関との連携強化に取り組んでいます。

## 6 北播磨障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	5市1町 (西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町)
面積	895.56 km <sup>2</sup>
人口	276,750人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-84 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末) 所持者数	対22年度末比
身体障害者	11,696人	11,946人	12,036人	100.8%
知的障害者	1,670人	1,946人	2,206人	113.4%
精神障害者	894人	1,117人	1,275人	114.1%
計	14,260人	15,009人	15,517人	103.4%

【図表4-85 成果指標】

	基準時 (①22年度、③24年度)	目標 (29年度)
①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	62人 (17-25年度累計)	36人 (25-29年度累計)
②施設入所者数	338人	318人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	14人	31人

【図表4-86 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0人分	0人分	0人分	0人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	5,680千円	6,130千円	6,280千円	6,780千円

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 4-87 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 [時間/月]	3,776 時間 256 人分	13.64 0.93	4,426 時間 303 人分	15.99 1.09	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）[人日/月]	562 人日 79 人分	2.03 0.29	655 人日 94 人分	2.37 0.34	3.27 0.48
短期入所（医療 型）[人日/月]	130 人日 25 人分	0.47 0.09	152 人日 30 人分	0.55 0.11	0.19 0.04
生活介護 [人日/月]	11,120 人日 581 人分	40.18 2.10	12,389 人日 641 人分	44.77 2.32	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	121 人日 8 人分	0.44 0.03	217 人日 14 人分	0.78 0.05	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	316 人日 19 人分	1.14 0.07	359 人日 23 人分	1.30 0.08	1.62 0.10
就労移行支援 [人日/月]	541 人日 31 人分	1.95 0.11	680 人日 37 人分	2.46 0.13	3.99 0.23
就労継続支援 A 型 [人日/月]	2,949 人日 150 人分	10.66 0.54	3,543 人日 182 人分	12.80 0.66	5.85 0.30
就労継続支援 B 型 [人日/月]	6,816 人日 399 人分	24.63 1.44	8,120 人日 471 人分	29.34 1.70	30.22 1.76
共同生活援助 [人/月]	126 人分	0.46	168 人分	0.61	0.57
計画相談支援 [人/月]	204 人分	0.74	390 人分	1.41	3.71
地域移行支援 [人/月]	4 人分	0.01	12 人分	0.04	0.03
地域定着支援 [人/月]	4 人分	0.01	10 人分	0.04	0.07
放課後等デイス ービス [人日/月]	80 人日 13 人分	0.29 0.05	377 人日 54 人分	1.36 0.20	9.05 1.10
保育所等訪問支 援 [人日/月]	0 人日 0 人分	0.00 0.00	15 人日 12 人分	0.05 0.04	0.07 0.04
児童発達支援 [人日/月]	226 人日 51 人分	0.82 0.18	353 人日 65 人分	1.28 0.23	5.58 0.65
医療型児童発達 支援 [人日/月]	185 人日 29 人分	0.67 0.10	236 人日 36 人分	0.85 0.13	0.33 0.04
障害児相談支援 [人/月]	18 人分	0.07	35 人分	0.13	0.68

【図表 4-88 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓 発	5 市町	—	6 市町	—	—
自発的活動支援	4 市町	—	6 市町	—	—
障害者相談支援	7 箇所	0.03	7 箇所	0.03	0.03
基幹相談支援セ ンター	1 市町	—	3 市町	—	—
基幹相談支援セン ター等機能強化	6 市町	—	6 市町	—	—
住居等支援	2 市町	—	3 市町	—	—
成年後見制度利用 支援（利用者数）	8 人	0.03	11 人	0.04	0.03
成年後見制度法 人後見支援	0 市町	—	6 市町	—	—
手話通訳者・要約 筆記者派遣	909 件	3.28	1,256 件	4.54	3.47
手話通訳者設置	3 人	0.01	6 人	0.02	0.01
日常生活用具給 付等	5,271 件	19.05	5,643 件	20.39	20.77
手話奉仕員養成 研修（修了者数）	63 人	0.23	70 人	0.25	0.12
移動支援事業	10,855 時間 133 人	39.22 0.48	13,610 時間 166 人	49.18 0.60	287.48 1.66
地域活動支援セン ター（自市町内）	13 箇所 120 人	0.05 0.43	13 箇所 143 人	0.05 0.52	0.04 0.83
地域活動支援セン ター（他市町村内）	12 箇所 33 人	0.04 0.12	12 箇所 38 人	0.04 0.14	0.03 0.10

## サービス量の確保に係る課題

北播磨圏域は、5市1町（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）で構成され、南部は都会型であり、北部に向かっては中山間地域が多く広がっているため、相談・サービス提供事業所に地域的な偏りがあります。

また、生活介護、就労継続支援、グループホーム、医療型児童発達支援のサービス事業量は、県平均を上回るか、または同程度の状態にあります。居宅介護や重度訪問介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などは、サービス提供事業者が少ないためサービスを十分に受けられない状況です。

以下のとおり全県平均の70%以下のサービスを中心に課題を掲げます。

### 1 居宅介護等

- ・居宅介護、重度訪問介護等サービス事業所数が圏域内34箇所です。県全体の1.2%であり、障害者数の対全県比4.8%に比べて非常に低い上、サービス事業所34箇所中16箇所が三木市に集中しています。
- ・また、ヘルパーの人員不足も利用者の増加を見込めない要因となっています。

### 2 計画相談支援

- ・各障害福祉サービスや社会資源の組み合わせ、コーディネート機能が不十分です。
- ・平成27年度から障害福祉サービスの利用者全員のサービス等利用計画が必要となることから、相談支援事業所における相談支援専門員の増員を図る必要があります。

### 3 放課後等デイサービス

- ・圏域にサービス提供事業所が三木市1、小野市1の計2箇所（平成25年度末現在）と少ないため、就学している障害児の放課後等における生活能力向上の訓練や社会交流促進の場が不足しています。

### 4 児童発達支援

- ・日常生活に必要な動作指導・訓練、集団生活適応訓練の場が加西市1、加東市1の計2箇所（平成25年度末現在）と不足しています。
- ・支援を必要とする児童が身近な地域で療育を受けられる場が必要です。

### 5 コミュニケーション支援

- ・圏域内に手話通訳者が少なく、養成にも相当の期間を要します。
- ・要約筆記養成講座を開催しても、参加者数が少ない状況にあります。

## 6 移動支援事業

- ・圏域にサービス提供事業者やガイドヘルパーが少ないため、利用者の増加が見込めません。
- ・家族介護の意識が強いため、サービスの利用が少ない状況です。
- ・公共交通機関が不便であるため、地域特性に応じた支援が必要です。

## 今後の取組方針

### 1 障害福祉サービスへの参入促進

- ・介護保険指定事業者に障害者総合支援法による指定を促し、介護保険サービスと障害福祉サービスとの効率的な運営方法を検討します。
- ・サービス提供事業者等への働き掛けを行い、サービス供給体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

### 2 人材の確保と資質の向上

- ・手話通訳者養成講座、手話ボランティア養成講座及び要約筆記養成講座を圏域単位で年に複数回開催するなど、圏内の広くから意欲のある方が参加できる環境整備体制を構築します。

### 3 関係機関との連携強化

- ・障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じて一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築を図ります。
- ・地域自立支援協議会等との連携及び活用を図ることにより、専門的な相談対応と地域の実情に根差した情報提供に取り組みます。

### 4 制度の周知とサービスの利用促進

- ・市町広報誌やホームページ等を活用して障害のある人や家族等に対して意識改革や制度の周知を図るとともに、相談支援事業所と連携して適切なサービス等の提供を図ります。

### 5 住民・企業等への啓発

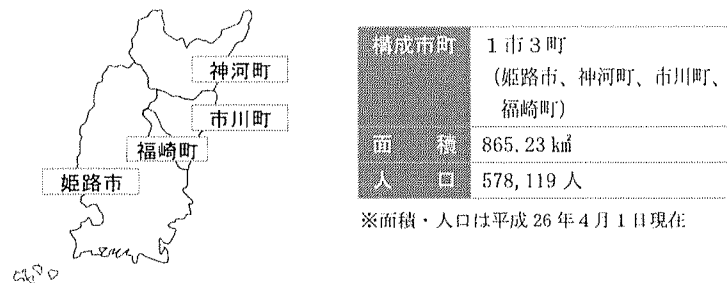
- ・広く住民や企業等に対して障害のある人の地域生活や雇用促進に向けての意識を啓発し、障害者福祉に対する理解を高め、障害のある人を地域で支える「共助」を推進します。

### 〈取組例〉

- ・地域生活支援事業を実施する地域活動支援センター等の開設に係る費用の一部を補助しています。（小野市）
- ・手話を言語として位置付け、聴覚障害者の暮らしやすい環境を整えることを目的に「手話言語条例」が可決されました（平成27年4月施行）。（加東市）

## 7 中播磨障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



【図表4-89 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	対22年度末比
	所持者数	所持者数	所持者数	
身体障害者	20,836人	22,942人	24,295人	105.9%
知的障害者	3,120人	3,632人	4,182人	115.1%
精神障害者	1,979人	2,425人	2,949人	121.6%
計	25,935人	28,999人	31,426人	108.4%

【図表4-90 成果指標】

	基準時 (①25年度、③24年度)	目標 (29年度)
	①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	71人 (17-25年度累計)
②施設入所者数	667人	636人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	18人	41人

【図表4-91 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0人分	0人分	0人分	0人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	39,628千円	41,832千円	43,948千円	46,172千円

## 2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-92 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	千人あたり量
居宅介護等 〔時間/月〕	26,313時間 1,141人分	45.51 1.97	33,104時間 1,479人分	57.26 2.56	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）〔人日/月〕	1,123人日 155人分	1.94 0.27	1,303人日 187人分	2.25 0.32	3.27 0.48
短期入所（医療 型）〔人日/月〕	105人日 25人分	0.18 0.04	132人日 31人分	0.23 0.05	0.19 0.04
生活介護 〔人日/月〕	26,603人日 1,337人分	46.02 2.31	28,928人日 1,454人分	50.04 2.52	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）〔人日/月〕	445人日 29人分	0.77 0.05	556人日 35人分	0.96 0.06	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）〔人日/月〕	673人日 34人分	1.16 0.06	731人日 37人分	1.26 0.06	1.62 0.10
就労移行支援 〔人日/月〕	1,121人日 62人分	1.94 0.11	1,510人日 85人分	2.61 0.15	3.99 0.23
就労継続支援A 型〔人日/月〕	2,577人日 127人分	4.46 0.22	2,891人日 145人分	5.00 0.25	5.85 0.30
就労継続支援B 型〔人日/月〕	16,302人日 898人分	28.20 1.55	17,238人日 948人分	29.82 1.64	30.22 1.76
共同生活援助 〔人/月〕	182人分	0.31	273人分	0.47	0.57
計画相談支援 〔人/月〕	633人分	1.09	732人分	1.27	3.71
地域移行支援 〔人/月〕	2人分	0.00	16人分	0.03	0.03
地域定着支援 〔人/月〕	27人分	0.05	48人分	0.08	0.07
放課後等デイサ ービス〔人日/月〕	2,135人日 468人分	3.69 0.81	3,520人日 543人分	6.09 0.94	9.05 1.10
保育所等訪問支 援〔人日/月〕	7人日 6人分	0.01 0.01	25人日 21人分	0.04 0.04	0.07 0.04
児童発達支援 〔人日/月〕	1,631人日 184人分	2.82 0.32	1,894人日 216人分	3.28 0.37	5.58 0.65
医療型児童発達 支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.33 0.04
障害児相談支援 〔人/月〕	181人分	0.31	209人分	0.36	0.68



【図表 4-93 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全国
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	千人あたり量
理解促進研修・啓発	1市町	—	4市町	—	—
自発的活動支援	1市町	—	4市町	—	—
障害者相談支援	9箇所	0.02	14箇所	0.02	0.03
基幹相談支援センター	1市町	—	4市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	1市町	—	4市町	—	—
住居等支援	0市町	—	2市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	6人	0.01	21人	0.04	0.03
成年後見制度法人後見支援	0市町	—	0市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	1,239件	2.14	1,277件	2.21	3.47
手話通訳者設置	2人	0.00	4人	0.01	0.01
日常生活用具給付等	11,560件	20.00	12,417件	21.48	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	30人	0.05	31人	0.05	0.12
移動支援事業	50,247時間 462人	86.91 0.80	53,458時間 494人	92.47 0.85	287.48 1.66
地域活動支援センター（自市町内）	9箇所 295人	0.02 0.51	8箇所 249人	0.01 0.43	0.04 0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	0箇所 0人	0.00 0.00	1箇所 1人	0.00 0.00	0.03 0.10
障害児等療育支援事業（中核市）	2箇所	—	2箇所	—	—
手話通訳者・要約筆記者養成研修（中核市）	19人	—	20人	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修（中核市）	1人	—	2人	—	—
盲ろう者向け通訳・介助員派遣（中核市）	1件	—	2件	—	—

**サービス量の確保に係る課題**

中播磨圏域は、1市3町（姫路市、神河町、市川町、福崎町）で構成されます。そのうち、中核市である姫路市に圏内人口の92%が集中しており、圏域全体として、人口集中地区とそれ以外の地区との地域格差が大きく、それぞれで課題も異なります。これらを踏まえつつ、障害のある人が地域の一員として安心して暮らすために、今後必要とされるサービス量について課題を挙げます。

**1 居宅介護等**

- ・介護人材、とりわけ重度の障害のある人、精神障害、知的障害及び聴覚障害に対応できるヘルパーが不足しています。

**2 短期入所**

- ・満床状態の事業所が多いことから、緊急に必要な際の利用が難しいという課題があります。
- ・家族の介護負担を減らすレスパイトケアの要請からも、今後、ニーズがさらに高まることが予想されます。

**3 就労移行支援**

- ・障害者雇用に向けた企業の理解と取組が必ずしも進んでおらず、就労移行支援事業所の数も十分ではありません。一方で、就労移行支援事業は、利用者が一般就労へ移行すると定員に空きが生じ、新たな利用者がいなければ事業所の運営が厳しくなるなど、新規に事業所の増加が見込みにくい状況にあります。

**4 共同生活援助**

- ・親の高齢化や親亡き後の地域での生活を支えるため、今後、さらにニーズの増加が見込まれます。しかし、介護等従事者の報酬単価が低い、近隣住民の理解を得ることが困難等の理由で事業所数が伸びていません。

**5 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援**

- ・専門的知識を有する職員が不足していることから、人材育成を含め、障害の特性に応じた支援を受けることができる体制の整備が必要です。

**6 基幹相談支援センター等**

- ・地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業等を実施する基幹相談支援センターのあり方と、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築も含めた検討が必要です。

## 7 地域活動支援センター

- ・地域における居場所の確保の必要性が高まるなど、地域活動支援センターのあり方について検討が必要です。

### 今後の取組方針

#### 1 人材確保と資質の向上

- ・障害の特性に応じたヘルパーの確保をめざし、ヘルパー従事者研修の周知を行うとともに、事業所間の連携を強化し、課題解決に向けた取組を共有するなど、ヘルパーの育成・確保と資質の向上を図ります。

#### 2 サービス提供体制の確保

- ・既存事業所におけるサービスの拡充や他のサービスの併設による多機能化の促進を働き掛けるとともに、国の助成制度等を活用しながら良質な新規事業者の参入を促進します。

#### 3 障害のある人に対する理解促進

- ・障害のある人がそれぞれの状況に応じた就労等の機会を得ながら、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、ホームページ等広報媒体を活用しながら、障害者差別解消法の趣旨を広く啓発するなど、地域、学校、企業の理解促進に取り組みます。

#### 4 支援体制の構築

- ・障害のある人の生活基盤が充実するよう、基幹相談支援センターの拡充と地域活動支援センターのあり方を検討するなど、地域生活支援に向けたサービス提供体制の整備をめざします。

#### (取組例)

##### 姫路市

- 姫路市地域自立支援協議会の開催（専門部会の開催）
- 市の助成事業の実施（重度障害者通所サービス利用支援事業、グループホーム新規開設サポート事業）
- 職業自立センターひめじへの事業委託（障害者就業・生活支援センター事業、障害者就業促進・安定化事業など）

##### 神崎郡

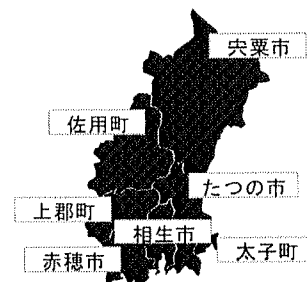
- 神崎郡自立支援協議会の開催（専門部会の開催・内容の充実、相談支援部会における地域課題の整理）
- 町の助成事業の実施（障害児福祉サービス利用者負担金助成事業）
- ジョブコーチ派遣（職業自立センターひめじ）

##### 健康福祉事務所

- 授産商品の販路拡大に向けたコンクールの開催

## 8 西播磨障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	4市3町 (相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町)
面積	1,567.3 km <sup>2</sup>
人口	264,143 人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-94 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	11,456 人	11,859 人	11,034 人	93.0%
知的障害者	1,929 人	2,142 人	2,371 人	110.7%
精神障害者	659 人	844 人	1,055 人	125.0%
計	14,044 人	14,845 人	14,460 人	97.4%

【図表4-95 成果指標】

	基準時 (①25年度、②24年度)	目標 (29年度)
	①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	55 人 (17-25年度累計)
②施設入所者数	540 人	511 人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	10 人	22 人

【図表4-96 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	9,519 千円	8,120 千円	8,375 千円	8,630 千円

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表 4-97 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 [時間/月]	7,039 時間 277 人分	26.65 1.05	9,202 時間 354 人分	34.84 1.34	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）[人日/月]	744 人日 91 人分	2.81 0.34	924 人日 114 人分	3.50 0.43	3.27 0.48
短期入所（医療 型）[人日/月]	10 人日 3 人分	0.04 0.01	15 人日 4 人分	0.06 0.02	0.19 0.04
生活介護 [人日/月]	17,158 人日 875 人分	64.96 3.31	19,494 人日 931 人分	73.80 3.52	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）[人日/月]	288 人日 15 人分	1.09 0.06	371 人日 19 人分	1.40 0.07	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）[人日/月]	290 人日 13 人分	1.10 0.05	386 人日 19 人分	1.46 0.07	1.62 0.10
就労移行支援 [人日/月]	536 人日 32 人分	2.03 0.12	870 人日 49 人分	3.29 0.19	3.99 0.23
就労継続支援 A 型 [人日/月]	1,295 人日 65 人分	4.90 0.25	1,968 人日 96 人分	7.45 0.36	5.85 0.30
就労継続支援 B 型 [人日/月]	8,901 人日 503 人分	33.70 1.91	10,418 人日 578 人分	39.44 2.19	30.22 1.76
共同生活援助 [人/月]	157 人分	0.59	208 人分	0.79	0.57
計画相談支援 [人/月]	312 人分	1.18	332 人分	1.26	3.71
地域移行支援 [人/月]	1 人分	0.00	6 人分	0.02	0.03
地域定着支援 [人/月]	1 人分	0.00	4 人分	0.02	0.07
放課後等デイス ービス [人日/月]	1,668 人日 303 人分	6.31 1.15	2,130 人日 351 人分	8.06 1.33	9.05 1.10
保育所等訪問支 援 [人日/月]	14 人日 14 人分	0.05 0.05	22 人日 21 人分	0.08 0.08	0.07 0.04
児童発達支援 [人日/月]	910 人日 198 人分	3.45 0.75	1,180 人日 226 人分	4.47 0.86	5.58 0.65
医療型児童発達 支援 [人日/月]	0 人日 0 人分	0.00 0.00	0 人日 0 人分	0.00 0.00	0.33 0.04
障害児相談支援 [人/月]	112 人分	0.42	174 人分	0.66	0.68

【図表 4-98 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓 発	2 市町	—	4 市町	—	—
自発的活動支援	2 市町	—	4 市町	—	—
障害者相談支援	9 箇所	0.03	9 箇所	0.03	0.03
基幹相談支援セ ンター	1 市町	—	4 市町	—	—
基幹相談支援セン ター等機能強化	2 市町	—	3 市町	—	—
住居等支援	0 市町	—	3 市町	—	—
成年後見制度利用 支援（利用者数）	5 人	0.02	10 人	0.04	0.03
成年後見制度法 人後見支援	0 市町	—	4 市町	—	—
手話通訳者・要約 筆記者派遣	590 件	2.23	583 件	2.21	3.47
手話通訳者設置	1 人	0.00	6 人	0.02	0.01
日常生活用具給 付等	4,065 件	15.39	4,380 件	16.58	20.77
手話奉仕員養成 研修（修了者数）	40 人	0.15	85 人	0.32	0.12
移動支援事業	18,225 時間 149 人	69.00 0.56	21,814 時間 195 人	82.58 0.74	287.48 1.66
地域活動支援セン ター（自市町内）	7 箇所 189 人	0.03 0.72	6 箇所 191 人	0.02 0.72	0.04 0.83
地域活動支援セン ター（他市町村内）	6 箇所 17 人	0.02 0.06	6 箇所 17 人	0.02 0.06	0.03 0.10

## サービス量の確保に係る課題

西播磨圏域は、県土の18.7%を占める広大な面積に利用者が点在する一方で、相談・サービス提供事業所に地域的な偏りがあることや、中山間地域を中心に公共交通機関の整備が十分でないため移動・送迎面で負担が大きくなっています。特に居宅介護や重度訪問介護、行動援護、グループホーム、日中活動サービス等についてはサービス提供事業者が少ないため、サービスを十分に受けられない状況にあります。

### 1 居宅介護、重度訪問介護等

- ・サービス提供を行う事業所や訪問介護員の人材が少なく、事業の新規参入や拡充が進んでいません。
- ・重度の障害のある人が在宅で生活するために、夜間や緊急時に対応できる事業所や訪問介護員が少ない状況です。
- ・障害特性の理解を含めた訪問介護員のスキルアップが求められています。
- ・本人や家族等の高齢化、一人暮らしの障害のある人への対応が必要です。

### 2 居住サービス

- ・グループホームは増えつつあるが、十分ではありません。
- ・精神障害のある人を対象とする入所施設が少なく、常に満床です。

### 3 日中活動サービス等

- ・送迎サービスが提供できておらず、通所手段が限られています。
- ・就労移行支援や就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等がない地域もあり、遠方への通所に伴う経済的・身体的負担の発生や希望に沿うサービス量を受けられない事例があります。

### 4 住宅入居等支援

- ・障害のある人が住みやすいバリアフリーの住宅が少ない状況です。
- ・家族介護の意識が強く、できる限り、自宅で家族が介護する事例が多い状況です。
- ・本人の自立に向けた自立訓練施設も不足しています。
- ・障害のある人の入居に関して保証人の担保がないことにより、地域移行が困難な事例があります。

### 5 コミュニケーション支援

- ・手話通訳者・要約筆記者が少なく、養成に向けた検討が必要です。
- ・夜間・緊急時対応を含め、聴覚障害のある人への支援体制が十分ではありません。

### 6 移動支援等

- ・サービス提供事業所が少ない上に、ガイドヘルパーが少なく、サービス利用希望に応えられていません。
- ・車両移動型のサービスが不十分で、移動手段の確保等の検討が必要です。
- ・障害のある児童生徒の通学時の支援ができていません。
- ・障害のある人が休日等に自宅以外で過ごせる場所が少ない状況です。

## 今後の取組方針

### 1 制度の周知とサービスの利用促進、住民等への啓発

- ・広報誌やホームページ等により、障害のある人や家族等に対して制度の周知を図るとともに、相談支援事業所と連携して真に支援の必要な障害のある人等が適切なサービス等を受けられるようにします。
- ・広く住民や企業等に対して障害のある人の地域生活や雇用に向けての意識を啓発し、障害に対する理解促進と障害のある人を地域で支える「共助」を推進します。

### 2 人材の確保と資質の向上

- ・訪問介護員等サービス提供事業所職員、各種相談員、手話通訳者・要約筆記者等に対する研修会等を開催し、サービスを提供する人材の確保と多様な障害特性や支援内容にも対応できるよう資質の向上を図ります。
- ・特に、コミュニケーション支援に係る人材の育成等については、地域活動グループと行政や福祉、教育等関係機関との連携を図ります。

### 3 相談支援機能の強化

- ・障害のある人のニーズの多様化に対応できるよう相談支援専門員のスキルアップや行政との連携強化を図り、本人や家族等の状況に応じて必要とするサービスを適切にプランニングできる体制の構築を目指します。
- ・障害児相談支援に適切に対応できる事業所や相談員の確保を図ります。

### 4 サービス提供事業所の確保

- ・事業所の新規参入や事業拡大が少ない原因、問題点を把握し、その解決に向けた取り組みを検討するとともに、利用者が必要なサービスを受けられるよう、新たな事業所の参入等を促進します。

### 5 権利擁護の推進

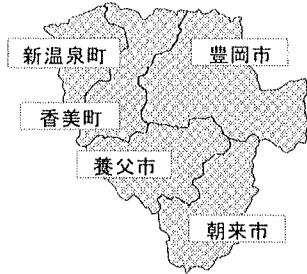
- ・障害のある人に対する偏見・差別の解消、虐待防止に向けた普及啓発を行うとともに、平成28年度中の設立に向けて協議が行われている西播磨成年後見支援センター（仮称）との連携等、成年後見制度の周知・活用及び市民後見人の養成・能力向上に努めます。

### 6 障害のある人のためのネットワークの推進

- ・圏域自立支援協議会では、これまでに地域自立支援協議会との連携のもと、市町部会、相談支援部会、社会的孤立防止ネットワーク会議、療育情報交換会等を実施し課題への取組を行ってきました。今後もこれら部会等を通して関係機関、団体との連携を深めつつ、行政、事業所のみならず地域全体で障害のある人のためのネットワーク構築を目指します。
  - (1) 地域とのつながりを深め、交流のある生活を促進します。
  - (2) 支援を受けるだけでなく、「支え手」としての活動（ピアサポート）を推進します。

## 9 但馬障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市2町 (豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町)
面積	2,133.5 km <sup>2</sup>
人口	172,171 人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-99 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	9,664 人	9,664 人	9,305 人	96.3%
知的障害者	1,298 人	1,489 人	1,663 人	111.7%
精神障害者	614 人	703 人	707 人	100.6%
計	11,576 人	11,856 人	11,675 人	98.5%

【図表4-100 成果指標】

	基準時 (17-25年度累計)	目標 (25-29年度累計)
	①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	41 人
②施設入所者数	353 人	337 人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	11 人	32 人

【図表4-101 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	29 人分	29 人分	29 人分	37 人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	20,470 千円	21,000 千円	21,470 千円	22,370 千円

## 2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-102 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 [時間/月]	2,928 時間	17.01	3,749 時間	21.77	73.67
短期入所(福祉 型)[人日/月]	210 人分	1.22	288 人分	1.67	2.14
短期入所(福祉 型)[人日/月]	663 人分	3.85	816 人分	4.74	3.27
生活介護 [人日/月]	112 人分	0.65	127 人分	0.74	0.48
自立訓練(機能訓 練)[人日/月]	14 人分	0.08	16 人分	0.09	0.19
自立訓練(生活訓 練)[人日/月]	8 人分	0.05	8 人分	0.05	0.04
就労移行支援 [人日/月]	9,122 人分	52.98	10,758 人分	62.48	43.36
就労継続支援A 型[人日/月]	475 人分	2.76	531 人分	3.08	2.22
就労継続支援B 型[人日/月]	72 人分	0.42	78 人分	0.45	0.60
共同生活援助 [人/月]	7 人分	0.04	10 人分	0.06	0.04
計画相談支援 [人/月]	333 人分	1.93	392 人分	2.28	1.62
地域移行支援 [人/月]	31 人分	0.18	36 人分	0.21	0.10
地域定着支援 [人/月]	786 人分	4.57	1,011 人分	5.87	3.99
放課後等デイサ ービス[人日/月]	47 人分	0.27	60 人分	0.35	0.23
保育所等訪問支 援[人日/月]	450 人分	2.61	489 人分	2.84	5.85
児童発達支援 [人日/月]	25 人分	0.15	29 人分	0.17	0.30
医療型児童発達 支援[人日/月]	7,243 人分	42.07	8,330 人分	48.38	30.22
障害児相談支援 [人/月]	413 人分	2.40	517 人分	3.00	1.76
障害児相談支援 [人/月]	162 人分	0.94	227 人分	1.32	0.57
障害児相談支援 [人/月]	548 人分	3.18	672 人分	3.90	3.71
障害児相談支援 [人/月]	1 人分	0.01	18 人分	0.10	0.03
障害児相談支援 [人/月]	1 人分	0.01	18 人分	0.10	0.07
障害児相談支援 [人/月]	1,001 人分	5.81	1,168 人分	6.78	9.05
障害児相談支援 [人/月]	194 人分	1.13	265 人分	1.54	1.10
障害児相談支援 [人/月]	26 人分	0.15	46 人分	0.27	0.07
障害児相談支援 [人/月]	11 人分	0.06	19 人分	0.11	0.04
障害児相談支援 [人/月]	336 人分	1.95	405 人分	2.35	5.58
障害児相談支援 [人/月]	156 人分	0.91	197 人分	1.14	0.65
障害児相談支援 [人/月]	8 人分	0.05	19 人分	0.11	0.33
障害児相談支援 [人/月]	2 人分	0.01	5 人分	0.03	0.04
障害児相談支援 [人/月]	166 人分	0.96	195 人分	1.13	0.68

【図表 4-103 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		合 計
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓発	0 市町	—	4 市町	—	—
自発的活動支援	1 市町	—	4 市町	—	—
障害者相談支援	18 箇所	0.10	20 箇所	0.12	0.03
基幹相談支援センター	1 市町	—	5 市町	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	3 市町	—	4 市町	—	—
住居等支援	1 市町	—	2 市町	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	5 人	0.03	7 人	0.04	0.03
成年後見制度法人後見支援	0 市町	—	2 市町	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	479 件	2.78	729 件	4.23	3.47
手話通訳者設置	1 人	0.01	3 人	0.02	0.01
日常生活用具給付等	3,954 件	22.97	4,231 件	24.57	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	32 人	0.19	77 人	0.45	0.12
移動支援事業	4,984 時間	28.95	5,872 時間	34.11	287.48
	126 人	0.73	146 人	0.85	1.66
地域活動支援センター（自市町内）	13 箇所	0.08	14 箇所	0.08	0.04
	257 人	1.49	273 人	1.59	0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	9 箇所	0.05	10 箇所	0.06	0.03
	40 人	0.23	44 人	0.26	0.10

**サービス量の確保に係る課題**

但馬圏域は県土の4分の1の広大な面積を有し、山間地が多くを占めています。サービス提供事業所は平野部に集中しており、山間部には身近なところにサービス提供事業所がない地域も多い状況です。また、移動手段のない利用者はサービスが利用しにくく、事業者はサービス提供のための送迎に多くの時間と経費を掛けています。市町間におけるサービス量の格差もあり、隣接する他市町の社会資源に頼らざるを得ない場合も多くあります。

**1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援**

- ・マンパワーが不足しており、必要なサービス量が提供できていません。
- ・介護保険サービスが中心となっているため、障害者支援のスキルや、障害特性についての理解、認識を得にくい状況にあります。
- ・重度訪問介護、行動援護、同行援護といった専門的なサービスを提供する事業所が少ない状況です。
- ・土日における社会参加と余暇活動を目的とした移動支援の利用に、事業所が対応できていません。

**2 共同生活援助**

- ・圏域内の定員数が162名（平成26年度見込み）あるものの1市に集中しているため、住まいにおける市町格差を減らす必要があります。
- ・市町営住宅を活用した共同生活援助がなかなか進んでいません。

**3 短期入所**

- ・医療的ケアを要する重症心身障害児・者や行動・精神障害、重複障害のある者を対象とした事業所が少ないため、遠方の施設を利用せざるを得ず、本人・保護者の負担や不安が大きくなっています。

**4 就労移行支援**

- ・特別支援学校卒業者等の就労アセスメントを実施する事業所が未整備の地域があります。
- ・未整備地域の対象者へ就労アセスメントを行う際の、事業所までの移動手段がありません。

**5 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援**

- ・未整備地域があり、遠方の事業所へ通所せざるを得ない状況です。
- ・保護者の送迎の負担が大きくなっています。

**6 相談支援**

- ・相談支援事業所の相談支援専門員の配置が1名の事業所も多いため、孤立化しやすくスキルアップが困難です。
- ・障害児相談支援においては、医療、教育、福祉等の様々な関係機関との連携が必要となり、担当者の高いスキルが必要となっています。

- ・平成 29 年度設置見込みの基幹相談支援センターの整備に向けて、基幹相談支援、委託障害者相談支援、指定特定相談支援の役割を明確化し、専門的な支援が提供できる体制を整備する必要があります。

### 7 地域生活への移行・定着支援

- ・特に精神障害者については、支給決定者が 1 名と対策が遅れており、長期入院患者への働きかけや医療機関との連携により、地域移行に向けての仕組みづくりが必要です。
- ・地域定着をサポートする具体策と日中活動及び住まいの拡充が必要です。

### 8 歯と口腔の健康づくり

- ・口腔保健センターが未整備で、一般歯科診療所において治療を受けることが困難な者も多いため、圏域における歯科保健医療福祉対策への紹介システム及びネットワークを構築しました。今後も更なる体制の整備が必要です。
- ・歯科予防対策の整備が必要です。

### 今後の取組方針

#### 1 市町地域（自立支援）協議会（以下：協議会）を核とした課題解決

- ・全市町において設置（うち 2 市が共同設置）されている協議会でそれぞれの地域課題を検討し、社会資源の改善と開発、課題解決を推進します。
- ・ニーズ把握を行い、必要に応じたサービスの量及び質を確保します。
- ・障害のある人本人の要望を反映させるため、当事者部会を設置します。
- ・放課後等デイサービス・就労継続支援 B 型・生活介護・共同生活援助の未整備地域においては、新たな事業所の参入や事業拡大を促進します。

#### 2 相談支援事業の強化と活性化

- ・相談支援事業所間の定期的な情報交換や事例検討の場を設定し、相談支援専門員の資質向上を図ります。また、行政と事業所間の連携を進めます。
- ・事例検討から明らかになる地域課題については、協議会へつなげることにより具体的な解決策を検討します。
- ・全市町における基幹相談支援センターの設置に向けて、相談支援事業所が協議会等に参画し検討します。

#### 3 精神障害者の地域移行・地域定着支援の促進

- ・短期入院者には退院支援委員会を、長期入院者にはピアサポーターを活用し、退院に向けて積極的に支援します。
- ・会議等により医療機関等と連携し地域移行の仕組みを普遍化させます。

#### 4 歯と口腔の健康づくり

- ・障害特性に合わせた歯科保健医療が提供できるような体制を整備します。
- ・市町の医療・社会資源を活用した紹介システム及び歯科保健医療福祉対策ネットワークの構築を強化します。

## 10 丹波障害保健福祉圏域計画

### 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	2 市 (篠山市、丹波市)
面積	870.89 km <sup>2</sup>
人口	107,292 人

※面積・人口は平成 26 年 4 月 1 日現在

【図表 4-104 障害者手帳所持者数】

	第 1 期計画 (19 年度末)	第 2 期計画 (22 年度末)	第 3 期計画 (25 年度末)	
			所持者数	対 22 年度末比
身体障害者	5,792 人	5,878 人	5,972 人	101.6%
知的障害者	752 人	858 人	910 人	106.1%
精神障害者	436 人	564 人	625 人	110.8%
計	6,980 人	7,300 人	7,507 人	102.8%

【図表 4-105 成果指標】

	基準時 (①25 年度、③24 年度)	目標 (29 年度)
	①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	51 人 (17-25 年度累計)
②施設入所者数	136 人	123 人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	14 人	15 人

【図表 4-106 その他率先取組指標】

	26 年度 見込	27 年度 目標	28 年度 目標	29 年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0 人分	0 人分	0 人分	0 人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	4,300 千円	5,400 千円	5,500 千円	7,100 千円

2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-107 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 〔時間/月〕	3,435時間 174人分	32.02 1.62	3,729時間 224人分	34.76 2.09	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）〔人日/月〕	266人日 50人分	2.48 0.47	145人日 60人分	1.35 0.56	3.27 0.48
短期入所（医療 型）〔人日/月〕	8人日 4人分	0.07 0.04	10人日 5人分	0.09 0.05	0.19 0.04
生活介護 〔人日/月〕	4,494人日 240人分	41.89 2.24	4,770人日 257人分	44.46 2.40	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）〔人日/月〕	55人日 3人分	0.51 0.03	50人日 3人分	0.47 0.03	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）〔人日/月〕	235人日 15人分	2.19 0.14	285人日 18人分	2.66 0.17	1.62 0.10
就労移行支援 〔人日/月〕	165人日 15人分	1.54 0.14	238人日 19人分	2.22 0.18	3.99 0.23
就労継続支援A 型〔人日/月〕	90人日 6人分	0.84 0.06	90人日 6人分	0.84 0.06	5.85 0.30
就労継続支援B 型〔人日/月〕	3,944人日 245人分	36.76 2.28	4,812人日 278人分	44.85 2.59	30.22 1.76
共同生活援助 〔人/月〕	107人分	1.00	116人分	1.08	0.57
計画相談支援 〔人/月〕	448人分	4.18	521人分	4.86	3.71
地域移行支援 〔人/月〕	3人分	0.03	7人分	0.07	0.03
地域定着支援 〔人/月〕	16人分	0.15	23人分	0.21	0.07
放課後等デイス ービス〔人日/月〕	390人日 60人分	3.63 0.56	665人日 86人分	6.20 0.80	9.05 1.10
保育所等訪問支 援〔人日/月〕	15人日 7人分	0.14 0.07	40人日 18人分	0.37 0.17	0.07 0.04
児童発達支援 〔人日/月〕	290人日 75人分	2.70 0.70	728人日 113人分	6.79 1.05	5.58 0.65
医療型児童発達 支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.33 0.04
障害児相談支援 〔人/月〕	69人分	0.64	130人分	1.21	0.68

【図表4-108 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓 発	2市	—	2市	—	—
自発的活動支援	2市	—	2市	—	—
障害者相談支援	10箇所	0.09	11箇所	0.10	0.03
基幹相談支援セ ンター	0市	—	2市	—	—
基幹相談支援セン ター等機能強化	1市	—	2市	—	—
住居等支援	0市	—	1市	—	—
成年後見制度利用 支援（利用者数）	2人	0.02	3人	0.03	0.03
成年後見制度法 人後見支援	0市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約 筆記者派遣	280件	2.61	355件	3.31	3.47
手話通訳者設置	2人	0.02	2人	0.02	0.01
日常生活用具給 付等	2,054件	19.14	2,084件	19.42	20.77
手話奉仕員養成 研修（修了者数）	41人	0.38	35人	0.33	0.12
移動支援事業	15,530時間 241人	144.75 2.25	20,200時間 286人	188.27 2.67	287.48 1.66
地域活動支援セン ター（自市町内）	7箇所 500人	0.07 4.66	7箇所 510人	0.07 4.75	0.04 0.83
地域活動支援セン ター（他市町村内）	3箇所 3人	0.03 0.03	4箇所 4人	0.04 0.04	0.03 0.10



丹波圏域は、医療・介護・福祉サービスの提供事業所に地域的な偏在があり、移動や移送手段の有無によって、利用できるサービスに格差が生じやすい状況にあります。

### **サービス量の確保に係る課題**

#### **1 訪問サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）**

- ・平成26年度のサービス見込み量（人口千人あたり）は、全県平均の7割以下であり、希望の時間や派遣回数を断っている状況です。
- ・特に、重度訪問介護は事業所が少なく、個性や専門性の高い支援が必要な方への対応が難しく、同行援護は、障害者団体が開催するイベントに利用が集中するため、事業所の対応が困難です。

#### **2 日中活動サービス**

##### **(ア) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護**

- ・自立訓練（機能訓練）や療養介護の事業所がなく、身近な地域で必要な理学療法、作業療法が受けられません。
- ・重症心身障害児は特別支援学校の高等部を卒業後、仕事を含む日中活動の場や訓練の場がありません。
- ・就労継続支援はA型事業所はなく、B型事業所は利用が増加しています。
- ・自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業の利用者が定員に満たない状況が続いており、活用がはかられていないサービスとなっています。

##### **(イ) 障害児通所支援**

- ・長期休暇中の放課後等デイサービスの利用ニーズに対応しきれない状況です。

##### **(ウ) 短期入所**

- ・地域生活を継続するためニーズの高いサービスであるが、短期入所に送迎サービスがない事業所があることや送迎範囲が限定的であるため、利用しにくい状況です。また、緊急時の受入れ体制が課題となっています。
- ・医療的ケアの必要な方のレスパイトサービスは、他圏域での利用が多くなっています。

#### **3 居住サービス（共同生活援助・施設入所支援）**

- ・共同生活援助は、圏域の定員数が県平均の4倍と整備が進んでいるものの、住環境等の理由から障害種別を限定している事業所が多く、希望者と空床のマッチングが難しい状況です。
- ・市営住宅を活用したグループホームの整備ができていません。

#### **4 相談支援**

- ・丹波圏域では、平成26年度中に障害福祉サービスを利用しようとする全ての障害者について、サービス等利用計画を策定することができる見込みであり、今後は利用状況について確認し、計画の検証・評価を進めていく必要があります。

- ・相談支援専門員が、身近なところでスキルアップを図ることができる機会が不足しています。

### **今後の取組方針**

#### **1 推進体制の整備**

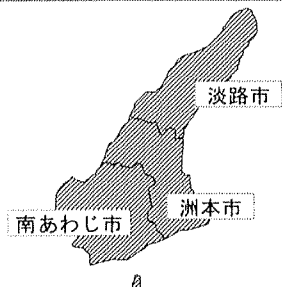
- ・市及び圏域の自立支援協議会が、個別ケースの事例検討や地域課題の整理、解決策の検討、施策提言が果たせるような機能強化を図ります。
- ・圏域での協議が適当と思われる課題について、圏域自立支援協議会や圏域健康福祉推進協議会の活用が図られるよう、市や圏域コーディネーターとの連携を図ります。
- ・地域リハビリテーション支援センターと連携し、地域リハビリテーションの推進を図ります。
- ・障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図ります。
- ・地域課題や障害者福祉制度についての情報発信を行い、住民や関係者の障害理解を促進します。

#### **2 サービス事業者と人材の確保・育成**

- ・個性の高い障害のある人へのサービス提供に対応できる、技術や経験をもった人材の確保・育成を進め、居宅生活の維持に直結する介護給付のニーズの充足を図ります。
- ・障害特性や医療的ケアについての講習会、専門医療機関・経験のある事業所から助言が得られる事例検討会や実地指導など、介護職員への支援体制を確保できる仕組みづくりを進めます。
- ・介護保険サービス事業者協議会と連携した、介護保険サービス事業者の障害福祉サービスへの参入を促進するなど、新規事業所の開拓に努めます。

# 11 淡路障害保健福祉圏域計画

## 1 圏域の概要と成果指標・取組指標



構成市町	3市 (洲本市、南あわじ市、淡路市)
面積	595.99 km <sup>2</sup>
人口	137,187人

※面積・人口は平成26年4月1日現在

【図表4-109 障害者手帳所持者数】

	第1期計画 (19年度末)	第2期計画 (22年度末)	第3期計画 (25年度末)	
			所持者数	対22年度末比
身体障害者	7,320人	7,366人	7,277人	98.8%
知的障害者	925人	1,050人	1,176人	112.0%
精神障害者	492人	607人	689人	113.5%
計	8,737人	9,023人	9,142人	101.3%

【図表4-110 成果指標】

	基準時 (1/25年度、3/24年度)	目標 (29年度)
①障害者支援施設から 地域生活への移行者数	61人 (17-25年度累計)	21人 (25-29年度累計)
②施設入所者数	180人	174人
③福祉施設から一般就労 への移行者数	3人	7人

【図表4-111 その他率先取組指標】

	26年度 見込	27年度 目標	28年度 目標	29年度 目標
市町営住宅を活用した グループホームの整備	0人分	0人分	0人分	3人分
障害福祉サービス事業 所等への優先発注金額	2,804千円	3,211千円	3,650千円	4,158千円

## 2 指定障害福祉サービス等の見込量

【図表4-112 指定障害福祉サービス等の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県 千人あたり量
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
居宅介護等 〔時間/月〕	3,671時間 218人分	26.76 1.59	4,451時間 247人分	32.44 1.80	73.67 2.14
短期入所（福祉 型）〔人日/月〕	291人日 37人分	2.12 0.27	308人日 45人分	2.25 0.33	3.27 0.48
短期入所（医療 型）〔人日/月〕	10人日 3人分	0.07 0.02	13人日 4人分	0.09 0.03	0.19 0.04
生活介護 〔人日/月〕	7,469人日 413人分	54.44 3.01	8,226人日 446人分	59.96 3.25	43.36 2.22
自立訓練（機能訓 練）〔人日/月〕	36人日 2人分	0.26 0.01	82人日 4人分	0.60 0.03	0.60 0.04
自立訓練（生活訓 練）〔人日/月〕	1,070人日 75人分	7.80 0.55	1,472人日 99人分	10.73 0.72	1.62 0.10
就労移行支援 〔人日/月〕	710人日 44人分	5.18 0.32	1,358人日 79人分	9.90 0.58	3.99 0.23
就労継続支援A 型〔人日/月〕	826人日 43人分	6.02 0.31	1,018人日 52人分	7.42 0.38	5.85 0.30
就労継続支援B 型〔人日/月〕	4,057人日 253人分	29.57 1.84	4,766人日 282人分	34.74 2.06	30.22 1.76
共同生活援助 〔人/月〕	147人分	1.07	177人分	1.29	0.57
計画相談支援 〔人/月〕	248人分	1.81	360人分	2.62	3.71
地域移行支援 〔人/月〕	10人分	0.07	16人分	0.12	0.03
地域定着支援 〔人/月〕	33人分	0.24	49人分	0.36	0.07
放課後等デイス ービス〔人日/月〕	463人日 147人分	3.38 1.07	551人日 175人分	4.02 1.28	9.05 1.10
保育所等訪問支 援〔人日/月〕	4人日 1人分	0.03 0.01	20人日 8人分	0.15 0.06	0.07 0.04
児童発達支援 〔人日/月〕	375人日 92人分	2.73 0.67	438人日 112人分	3.19 0.82	5.58 0.65
医療型児童発達 支援〔人日/月〕	0人日 0人分	0.00 0.00	0人日 0人分	0.00 0.00	0.33 0.04
障害児相談支援 〔人/月〕	78人分	0.57	120人分	0.87	0.68

【図表 4-113 市町地域生活支援事業の見込量】

	第3期計画		第4期計画		全県 千人あたり量
	26年度見込	千人あたり量	29年度見込	千人あたり量	
理解促進研修・啓発	1市	—	3市	—	—
自発的活動支援	3市	—	3市	—	—
障害者相談支援	15箇所	0.11	15箇所	0.11	0.03
基幹相談支援センター	0市	—	0市	—	—
基幹相談支援センター等機能強化	3市	—	3市	—	—
住居等支援	0市	—	0市	—	—
成年後見制度利用支援（利用者数）	0人	0.00	7人	0.05	0.03
成年後見制度法人後見支援	0市	—	2市	—	—
手話通訳者・要約筆記者派遣	281件	2.05	311件	2.27	3.47
手話通訳者設置	9人	0.07	9人	0.07	0.01
日常生活用具給付等	3,448件	25.13	3,922件	28.59	20.77
手話奉仕員養成研修（修了者数）	56人	0.41	69人	0.50	0.12
移動支援事業	4,865時間	35.46	5,035時間	36.70	287.48
	72人	0.52	88人	0.64	1.66
地域活動支援センター（自市町内）	6箇所	0.04	6箇所	0.04	0.04
	293人	2.14	362人	2.64	0.83
地域活動支援センター（他市町村内）	3箇所	0.02	3箇所	0.02	0.03
	129人	0.94	141人	1.03	0.10

**サービス量の確保に係る課題**

**1 生活支援**

- ・精神のピアサポーターの育成や活動の場の充実等、当事者活動を支えるためには、継続した財源確保が必要です。
- ・福祉サービスは年々増えてきており、看護師の配置等により医療的ケアの必要な人の活動の場も少しずつ広がってきていますが、行動障害のある人の活動の場はまだまだ限られており、自宅のみでの生活を余儀なくされている人も多いです。また、重度心身障害者の医療型短期入所の利用先は圏域内になく、家族の負担をあまり軽減できていません。

**2 生活環境**

- ・精神障害のある人については地域移行・地域定着支援が進み、地域での生活支援体制が整えられつつあります。しかし、知的・身体障害のある人等の施設入所者については殆ど実績がなく、アンケート等による意向調査でも本人自らの回答は少なく、地域移行に必要なニーズが充分に見えてきていない状況です。引き続き面接等による意向確認が必要です。
- ・自立支援協議会による市の防災訓練への参加も3年目となり、参加者の拡大に向けた情報提供が必要です。

**3 教育・育成**

- ・各市や特別支援学校での教育相談や、クローバーの月1回の巡回相談の利用者は増加の一途であり、気付きの段階からの支援をするためには、更なる相談支援体制の強化充実が求められています。また、病弱児童や看護師の配置により医療的ケアが必要な児童が地域の保育所や学校に通っており、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実のためには、保育・教育の現場と医療・福祉の更なる連携が求められています。

**4 雇用・就業**

- ・交通の利便性が良くないことで事業所の選択肢は限られますが、企業との研修会の開催等により新たな雇用に結びつき、就労者は増えてきており、今後は定着支援のための関係機関の連携が一層求められています。
- ・就職を希望される人のニーズや障害が多様化しており、発達障害やうつなど様々な障害特性の関係者間での共通理解が強く求められています。
- ・圏域外のグループホームの利用等による通学者もあるものの、職業訓練校等、専門機関の利用には経済的にもかなりの困難を来しています。

**5 保健・医療**

- ・訪問看護や医療機関でのリハビリの充実など、地域での医療との連携が進みつつあるものの、現在も圏域外の専門医療機関へ受診する人は多く、経済的、時間的にも家族の負担が大きい。専門医療機関と連携を図りつつ、かかり付け医を持つなど地域の医療体制の充実が求められています。

## **6 社会参加**

- ・移動支援・外出支援サービスの更なる充実により、休日における余暇活動や地域における新たな居場所づくりの拡充が求められています。

## **7 啓発・広報**

- ・自立支援協議会の「くらす連絡会」や様々な研修会等の活動を通じ、障害に対する理解も少しずつ広がっています。

## **今後の取組方針**

### **1 障害理解の促進**

- ・自立支援協議会の「集い」の開催等、地域との交流の場を通じ、相互理解を促すとともに、研修会の充実により、指定難病拡大に伴う障害のある人の範囲拡大も含め、障害特性の理解を図ります。

### **2 人材育成と質の向上**

- ・自立支援協議会での研修会やネットワークづくりの強化を図り、支援者の定着と支援力の向上を図ります。

### **3 サービス提供体制の確保**

- ・多様なニーズに対応するため新たな事業所の参入を促し、障害のある人のサロン等制度外サービスを含め、サービスの量的・質的拡大を図ります。

### **4 地域生活移行・定着支援**

- ・ピアサポーターによる精神障害のある人の地域移行・地域定着の実績を他障害への支援とも共有し、支援制度を理解・啓発・活用することで、障害の種別に関わらず本人の望む場所での生活支援を実現させます。

### **5 住環境の整備**

- ・空き家の活用やサテライト型グループホームの周知等、住宅の確保を図ります。

### **6 就労支援**

- ・就労継続支援B型利用時の就労評価の検討をはじめ、圏域内の就労支援のアセスメントツールの共有と就労支援の制度の共通理解を図ります。

### **7 在宅障害児支援**

- ・不登校や引きこもりにより生活障害を重症化させないためにも、療育の新規参入はもとより、クローバーのランチ機能の充実や圏域内でのランチの設置等、とりわけ中・高生の相談支援体制の整備を図ります。

### **8 災害時における支援体制**

- ・防災訓練への参加者の拡大を図り、情報提供や要援護者台帳も含め、必要な支援について、当事者等の意見を聞きながら検討を進めます。

### **9 虐待防止・権利擁護**

- ・関係機関との連携等により各種研修会等を充実し、障害者虐待防止法、障害者差別解消法などを更に広報・啓発します。